

国立市第 5 期基本構想第 2 次基本計画
(原案)

令和元年 8 月
国 立 市

第5期基本構想第2次基本計画（原案）

目 次

基本計画の概要	1
1 基本計画の位置づけ-----	1
2 基本計画の計画期間-----	1
計画の目標	2
重点項目	3
1 重点項目の位置づけ-----	3
2 重点項目の内容-----	4
基本施策の体系	6
基本施策	8
政策1 人権・平和・男女平等参画-----	8
基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進-----	8
基本施策2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現-----	11
政策2 子育て・教育-----	14
基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援-----	14
基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援-----	19
基本施策5 学校教育の充実-----	24
政策3 文化・生涯学習・スポーツ-----	29
基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護-----	29
基本施策7 生涯学習の環境づくり-----	33
基本施策8 スポーツの振興-----	36
政策4 保健・福祉-----	39
基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化-----	39
基本施策10 高齢期の充実した生活への支援-----	42
基本施策11 しょうがいしゃの支援-----	46
基本施策12 支え合いの地域づくりと自立支援-----	51

政策 5 地域・安全	55
基本施策13 防災体制の充実	55
基本施策14 防犯対策の強化	59
基本施策15 コミュニティ活動の促進	62
基本施策16 消費生活環境の整備	66
政策 6 環境	68
基本施策17 花と緑と水のある環境づくり	68
基本施策18 環境の保全	71
基本施策19 ごみの減量と適正処理	74
政策 7 都市基盤	78
基本施策20 道路の整備と適正管理	78
基本施策21 交通環境の整備	81
基本施策22 市街地整備の推進(国立駅周辺整備・富士見台地域整備)	84
基本施策23 南部地域の整備	87
基本施策24 地域特性を活かしたまちづくりの推進	90
基本施策25 下水道の整備・維持・更新	93
政策 8 産業	96
基本施策26 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化	96
基本施策27 農業振興と農地保全の推進	100
政策 9 自治体経営	103
基本施策28 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営	103
基本施策29 情報の積極的な発信と共有・保護	107
基本施策30 市民連携・市民協働・市民参画の推進	110
基本施策31 将来にわたって持続可能な財政運営	112
基本施策32 公共施設マネジメントの推進	115

基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

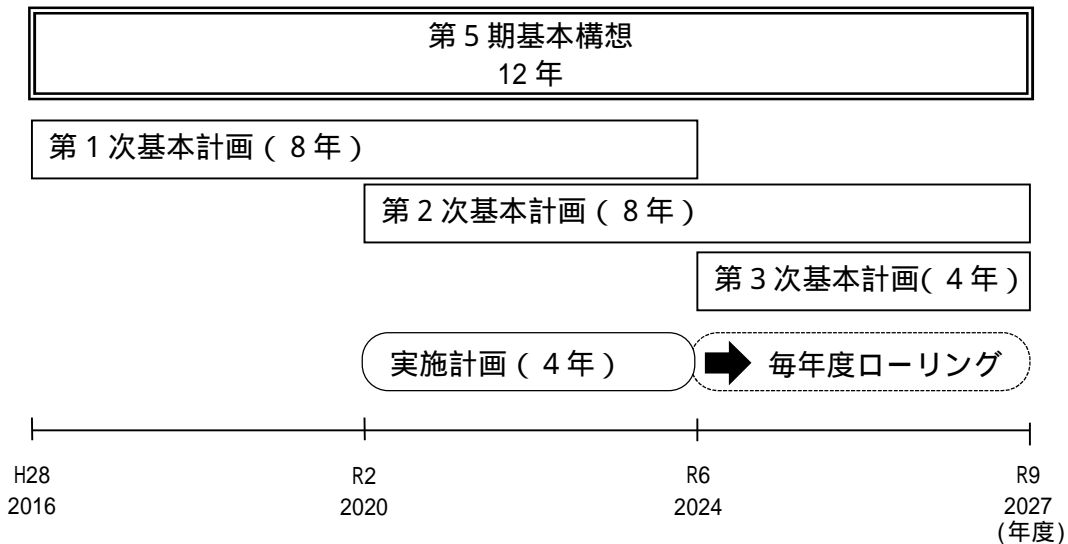
基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

2 基本計画の計画期間

基本計画(第2次)の計画期間は、令和2(2020)年度～9(2027)年度の8年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、4年後の令和5(2023)年度に必要な応じて見直しを行います。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画の計画期間は、令和2(2020)年度～5(2023)年度の4年間とし、1年を経過するごとに検討を加えて修正し、さらに4年の計画を策定するものとします。

図 計画期間



計画の目標

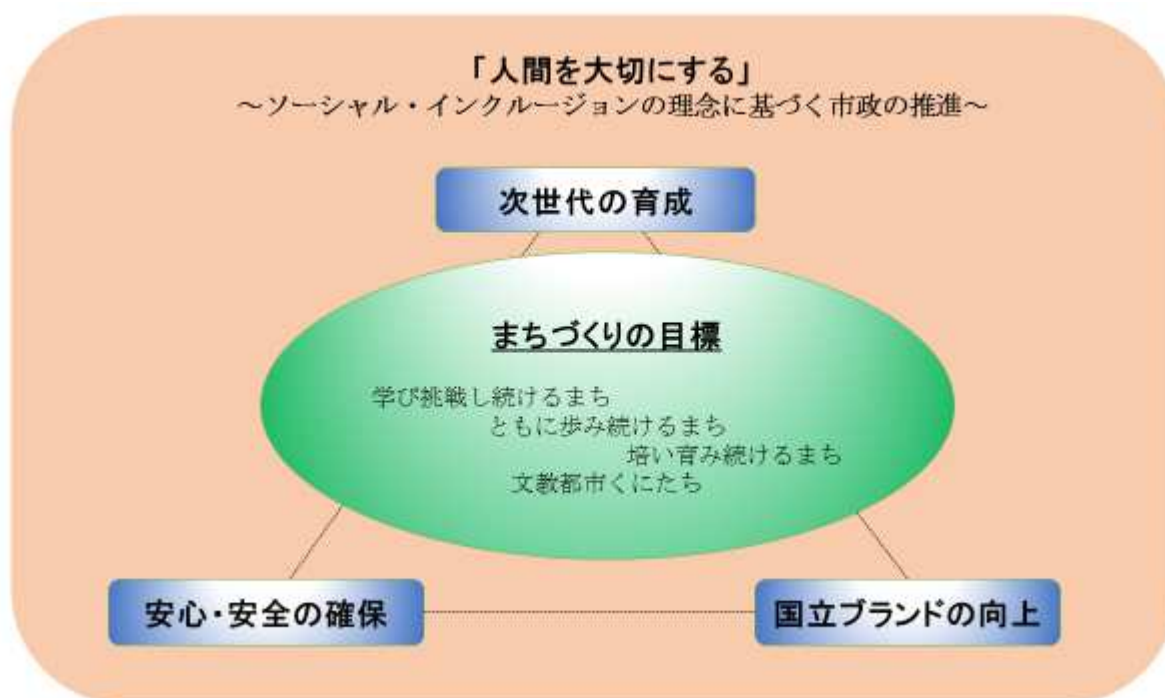
基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち

文教都市くにたち

第2次基本計画においても、第1次基本計画に引き続き、これを目標とし、その実現に向けて各施策を推進していきます。

また、平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。基本計画においても、その目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。



¹ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めています。

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 思い育み続けるまち 文教都市くになち」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想においては、優先順位を見極めるための視点として、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として決めました。この視点により、分野別に整理された政策や基本施策を横断的に捉え直して、重点項目を抽出します。具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目 1】次世代の育成

人口減少社会における都市間競争は、人口を軸とした展開になることが想定されますが、とりわけ、まちの活力を生み出す子どもや子育て世代の人口や割合が重要となります。子育て世代に選ばれる都市になるためには、「次世代の育成」を主眼に置いたまちづくりが欠かせません。さらに、他都市からの人口流入を図ることだけを考えるのではなく、人口減少社会に対応した地域社会や子どもを産み育てやすい地域社会の形成を図っていくことも必要となります。

安定した財政運営の基盤となる点や増え続ける高齢者を支えるための基礎という視点からも「次世代の育成」は重要です。それと同時に、「次世代の育成」は、国立市で育った子どもたちが成長し、国立のまちをより発展させていくという好循環の起点となるものであり、まさに未来に向けた投資といえます。

このような認識に立ち、今後、これから子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市となるべく、狙いを定めたまちづくりを推進していきます。

【重点項目 2】安心・安全の確保

「安心・安全の確保」は全ての基本で、市民の強い思いがあります。阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害を経て、発生確率が高まりつつある首都直下型地震に対する備えのあるまち、犯罪の少ない治安の良いまちに住みたいという市民の強い思いは継続しています。

安心・安全の確保は、防災や防犯のみにとどまるものではありません。安心・安全なまちであってこそ、「住みたい」「住み続けたい」まちが実現します。安全なまちであるからこそ、まちに活気を与える若者が住みたいと思うまちであり、また、安心して子どもを育てることができ、高齢者にとっては医療と福祉の連携、地域包括ケアが機能していればこそ安心な老後を送ることができます。

安心・安全は、市民生活の土台というべきものです。この土台の上で、市民は心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取っていきます。

土台は安定していてこそ、また、信頼があってこそ機能します。社会情勢が不安定な現代において、今後も継続して「安心・安全」のまちづくりを推進し、土台を守っていくことは、国立市において最も重要な施策の一つです。

【重点項目3】国立ブランドの向上

国立市には、緑あふれる景観や自然と共に、個性的な店舗やまち全体に広がる文化・芸術の気風、歴史の中で培われてきた高い住民意識など、多面的な魅力があります。まちにとっての「ブランド」とは、このような多面的な魅力が折り重なってできる、まちとしての価値です。国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、このブランドが欠かせません。

「ブランド」の源泉は、市民がまちに対して抱く愛着や誇り、いわゆる「シビックプライド」です。「文教都市くにたち」という言葉が周辺の地域に認知されているのは、市民がその言葉に代表されるまちのあり方に愛着や誇りをもち、先人たちから受け継いできたそれらを次代にも引き継ごうとしているからです。

そのため「国立ブランド」の要素は、市民が国立市のことをどう捉えているかということにほかなりません。市政世論調査による「国立らしさ」の回答には、「学校が多くある」「教育水準が高い」「閑静な高級住宅街」「文化的」「緑豊か」「景観が優れている」「治安がいい」「繁華街がない」「住民意識が高い」などが多く挙げられています。

一方、「ブランド」は、外部から認められてこそのもでもあります。国立市のイメージを南関東の居住者に聞いた認知度インターネット調査では、「みどりが多いまち」「文教都市として教育環境がよいまち」の2項目が国立市のイメージとして挙げられました。また、転入出した市民を対象としたアンケート調査では、「落ち着いて生活できる環境」や「治安」「習い事や塾の充実度」「公立小中学校の学力レベル」等が、他市に比べて優れていると評価されました。

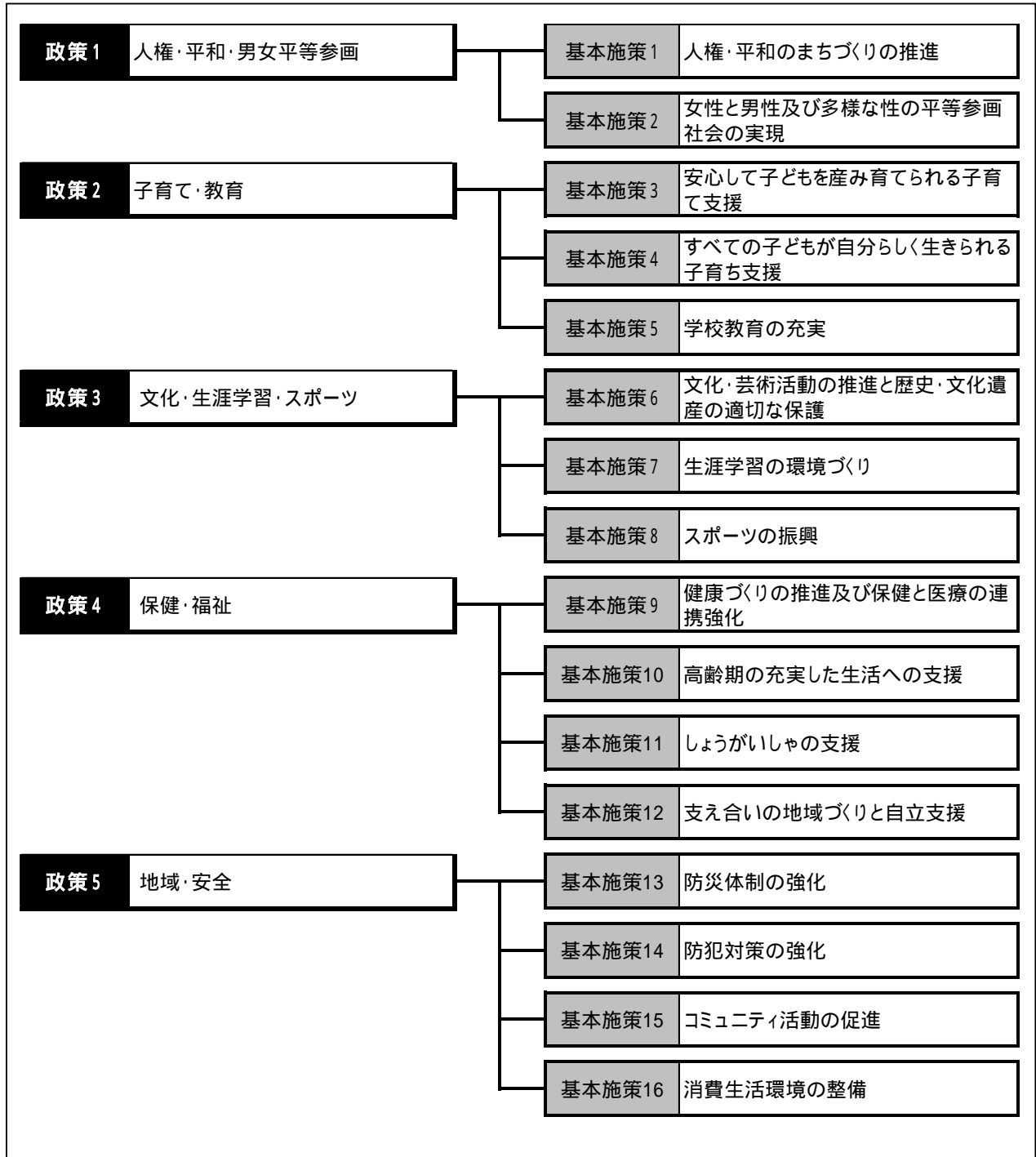
市民の意識と外部からの評価は一致しており、国立市のブランドイメージは確立されていると言えます。今後は、評価されている点を磨き上げるとともに、マーケティングの観点を取り入れて積極的に情報発信していくことで、国立ブランドの向上へと結びつけることが重要です。これにより、より多くの人々に対し、国立市へ「行ってみたい」「住んでみたい」という意識や行動を喚起することができます。国立市への接触機会の増加(情報交流人口・交流人口)を増やし、ひいては定住人口の増加へとつなげます。

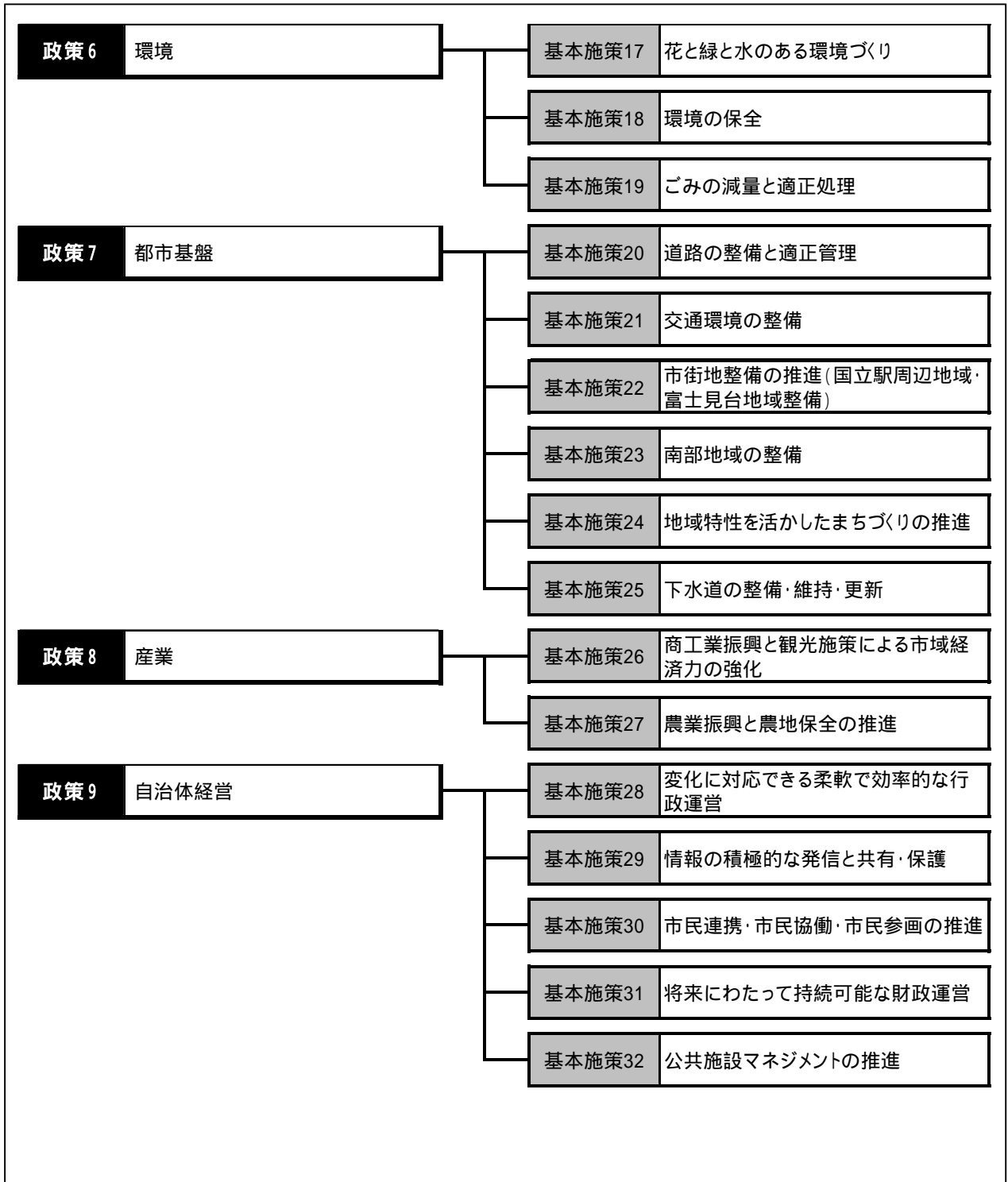
国立ブランドの向上は、シビックプライドの醸成へとつながり、「住み続けたいまち」への思いにもつながります。国立ブランドの向上によって醸成されたシビックプライドが、さらに国立ブランドを高めていくという好循環を生み出していきます。

基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図 基本施策の体系





基本施策

【政策 1】人権・平和・男女平等参画

基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

<現状と課題>

平成 28 (2016) 年に差別解消三法 (略称：障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法) が成立し、人権侵害や差別の解消に向けた法制度が整備され、自治体は地域の実情に応じた施策の実施が求められることとなりました。部落差別やしょうがいしゃ、女性、子ども、LGBT などの分野において、市民・市職員一人ひとりが理解を深め、人権感覚を醸成することが必要であり、差別や偏見をなくし多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会を構築していくことが求められています。

平成 31 (2019) 年 4 月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。今後は、同条例にもとづく、ソーシャル・インクルージョンの理念を市の全ての施策に活かすための取り組み (事業の見直し、職員の育成) が求められています。

国立市では、平成 29 (2017) 年 4 月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情への簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。

これまでの行政の人権の捉え方は、公 (行政) に対する個人の権利の保障という側面が多く語られてきましたが、市民から私人間における人権侵害や差別の事案にも行政として何らかの働きかけを求める声が多くあり、広く私人間において発生するものも含んで捉える必要があり、市民からは私人間における人権侵害や差別の事案にも行政として何らかの働きかけを求める声が多くあり、従来の考え方からの転換が求められています。また、インターネット上の人権侵害への対処を求める声があがっています。

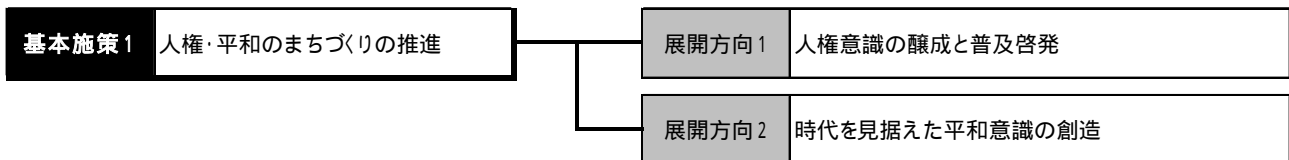
平和への強い意思を世界に向けて発信するため、新しい世紀を迎えた平成 12 (2000) 年 6 月に「国立市平和都市宣言」を制定しています。また、その 10 年後にあたる平成 22 (2010) 年には、「平和首長会議¹」に加盟し、国内外の都市との連携を図りながら、平和都市宣言の理念である非戦非核の実現に取り組んでいます。

また、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6 月 21 日を「くにたち平和の日」として制定しました。戦後 75 年が経過し、戦争体験者が少なくなる中、市民に対し平和の尊さや戦争の悲惨さ、市民と共に日常と平和について考える機会を様々な手法により創出する必要があります。

¹ 昭和 57 (1982) 年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の 7,700 を超える都市で構成された団体。2013 年 8 月 6 日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

< 施策の目的及び体系 >

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った平和意識の醸成を図ります。



< 展開方向1：人権意識の醸成と普及啓発 >

【目的】

ソーシャル・インクルージョン²の理念に基づき、市民が互いに人権について考え、尊重し合い、全ての市民の人権が擁護されて自分らしく自由に暮らせる、あらゆる差別のない社会を目指します。

【手段】

基本方針の策定、実態調査の実施、基本計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。

市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行うことにより、ソーシャルインクルージョンの理念を理解し、人権意識の醸成を図ります。

オンブズマン制度を活用し、人権侵害の救済を図ります。

人権を取り巻く国内外の動向を注視しながら、インターネットによる人権侵害等の新しい人権課題を含めた個別の人権課題の解決に向けて、意識啓発等の取組を着実に進めます。

市の様々な施策をソーシャル・インクルージョンの視点から毎年点検・評価をします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

² 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会包摂の概念。

<展開方向2：時代を見据えた平和意識の創造>

【目的】

平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、対話が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。

【手段】

「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、原爆・戦争体験伝承者の講話事業などを通して、次世代に向けて戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。

平和首長会議等を含む他自治体や他機関との連携を行い、平和活動の推進を図ります。

学校や公民館等において、平和教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」において、教育と健康の分野では高いスコアを出していますが、政治、経済分野は低く、総合的に低い順位の状況が続いています。

東京都においては、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の形成を目指し、平成 29（2017）年度から 5 か年計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されています。

国立市では、平成 30(2018)年 4 月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、市の男女平等参画の実現に向けた制度面での体系が整備されました。同年 5 月には、条例の拠点施設として「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」を開設しています。また、取り組むべき課題や社会情勢の変化等から生じた課題に対応するため、条例に基づく推進計画として、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画（計画期間：平成 28（2016）年度から令和 5（2023）年度）」を策定し、男女平等参画の意識醸成、防災分野における推進、多様な性の理解促進、DV 被害者支援対策、計画の推進体制構築など、各所管において個別の事業が展開されています。

今後も女性・男性・LGBT¹等を含む多様な性など、あらゆる性別に関わらず、だれもが自由に生き方を選択できる男女平等参画社会の実現に向けた施策展開が必要です。

同性パートナーシップ制度を実施している自治体が全国で 20 自治体を超え、条例または要綱による制度設計など自治体独自の特徴を取り入れた制度となっており、国立市においても LGBT 当事者等を中心に制度化への要望が高まってきています。

女性に対する差別や暴力や離婚問題、子育ての相談、ひとり親家庭の貧困、性と生殖に関する健康と権利に関するケアなど、一人ひとりの生き方や家族形態の多様化への対応が求められています。

DV（ドメスティックバイオレンス）被害者支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、市町村の基本計画策定に関して努力義務が課されています。国立市では、「第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画」に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」を包含し、自治体の DV 被害者支援に対する施策を進めています。

DV 被害者の個人情報の管理等を徹底した上で、被害者支援に関し庁内の関連部署と情報を共有し、特に児童虐待対応部署との連携を強化するなど支援策の拡充を図っていく必要があります。また、DV 被害の多くは女性であることから、女性が安心して相談できる相談支援体制づくりと共に近年では、男性被害者への支援策も求められています。

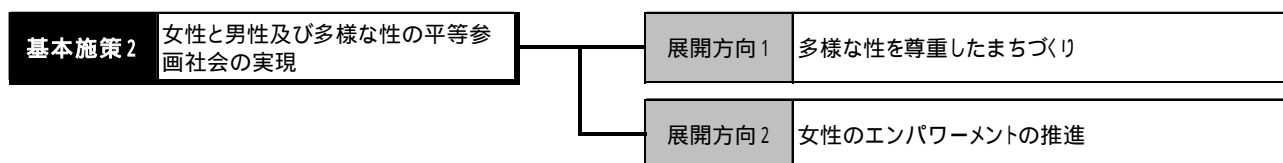
また、貧困や暴力に加えて、しょうがいや海外にルーツがある等の複合的な困難な状況におかれた女性に対し、民間団体等と連携しながら、複合差別への対応も含めた総合的な女性のエン

¹ LGBT(エル・ジー・ピー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語(頭文字をつづり合わせて作った言葉)。

エンパワメント³が求められています。

< 施策の目的及び体系 >

性別に関わらず、多様な生き方を自由に選択することで、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。また、困難な状況におかれた女性に対する支援を関係機関や地域と連携し、女性のエンパワメントの推進を図ります。



< 展開方向1：多様な性を尊重したまちづくり >

【目的】

性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。

【手段】

男女平等意識の醸成を図るため、市民や事業者に対して情報提供や研修及び啓発活動を行います。

学校教育・社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画に関する教職員等への研修等を行うと共に、児童・生徒への意識の醸成を図ります。

家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和のとれた生活が送れるよう、ワークライフバランスを推進します。

SOGI とは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった総称であり、すべての人の性のあり方に当てはまる、LGBT より広い概念です。性的指向と性自認は、LGBT の人だけの問題と捉えるのではなく、すべての人に関わる人権の問題として、自分事として捉えることが必要です。SOGI について、少数者への差別や偏見等が生じている不均衡な状態を解消していくための取り組みが求められます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

³ その人の本来持つ能力を発揮できるようにすること。

<展開方向2：女性のエンパワーメントの推進>

【目的】

女性が固定的役割分担意識に捉われず、自分らしい生き方を選択できるためには、社会全体で責任を分かち合い、必要な取り組みを構築することが重要です。また、困難な状況におかれた女性に対する支援を関係機関や地域と連携し、女性のエンパワーメントの推進を図ります。

【手段】

女性に対する不当な差別や暴力を防止するため、関係機関とも緊密に連携しながら、DV被害者の安全確保と相談支援体制を強化します。

貧困や暴力などの困難な状況におかれた女性への総合的な相談支援体制を構築するため、民間の支援団体と連携し地域における女性の自立を推進します。

DVや貧困、性と生殖に関する健康と権利など、女性のライフステージに関する必要な情報提供を積極的に行い、特に若年層に対して関係機関と連携した支援及び啓発活動を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

【政策2】子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、施策推進担当】

<現状と課題>

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人に上っていましたが、昭和50(1975)年に200万人、昭和59(1984)年に150万人をともに割り込み、その後、平成3(1991)年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向で推移し、平成30年(2018)年には約92万人となっています。

このような背景の下、少子化対策は国を挙げて取り組むべき極めて重要な政策課題となっています。国は、平成24(2012)年8月に公布した「子ども・子育て関連3法¹」に基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行し、住民に最も身近な市区町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握する中で、認定こども園・幼稚園・保育所等の整備を総合的に進めることとしています。

国立市においても、「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消のため保育の量的拡大・確保を行うとともに、教育・保育の質の向上を目指していくこととしています。特に、女性の社会参画が進んだことにより保育ニーズは高まっており、平成28(2016)年以降、4園の保育園新設、2園の認証保育所の認可保育園化などを行い、保育定員の拡大に努めてきました。しかしながら、依然として待機児童ゼロには至っていません。

国の政策により令和元(2019)年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始されます。これにより保育ニーズが喚起された側面もあると推測されます。待機児童は0～1歳児に集中しており、ニーズに応じた保育園整備や幼稚園への入園促進のためのPRなど、多様な手段を組み合わせるライフスタイルに合った待機児童対策の推進が必要となります。

1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、過去4年間の推移をみると、国立市では1.24～1.25で推移しています。平成29(2017)年の国立市の合計特殊出生率は1.25となり、全国の1.43を下回り、人口維持の目安とされる2.08には遠く及ばない状況です。また、多摩地域の市部全体の1.28も下回り、26市の中では高い方から15番目という状況にあります。

今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。

「児童福祉法」と「母子保健法」が改正され、妊娠期から乳幼児期における継続的かつ包括的な支援を行うため、自治体には「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務として課されました。

国立市では、平成29(2017)年7月に組織改正を実施し、母子保健部門と子育て支援部門の組織的な統合を図るとともに、子ども総合相談窓口「くにたち子育てサポート窓口」を開設しました。「くにたち子育てサポート窓口」では、母子手帳交付の機会を活用した保健師による妊

¹ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている。

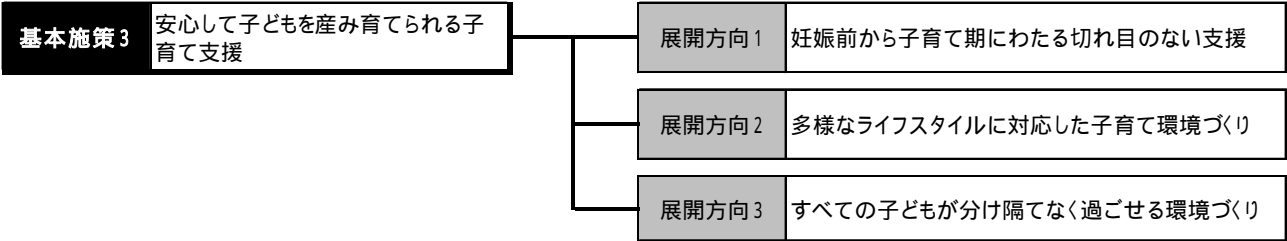
婦全数面接を実施しているほか、子育て支援等の情報や手続きをワンストップで提供する機能を備えています。今後、相談に関する機能を強化し、母子保健機能と子育て支援機能のさらなる連携強化を図る必要があります。

また、近年の児童虐待事件の増加を受けて、保護者による体罰の禁止を規定した「改正児童虐待防止法」、「改正児童福祉法」、「東京都子供への児童虐待の防止に関する条例」が制定され、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている「民法」の「懲戒権」についても、その在り方が検討されることとなりました。今後は、児童相談所と子ども家庭支援センターを中心に、児童相談支援機関が連携・協力しながら、「体罰等によらない子育て」の普及啓発及び推進を図っていくことが求められています。

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応しながら、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減し、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てをしっかりと見守り・支える環境の充実を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



< 展開方向1：妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援 >

【目的】

家庭や地域の中で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期の切れ目のない支援により、子育てしやすい環境を整えます。

【手段】

子育て世代包括支援センター事業を推進し、産後ケアなどの母子保健施策を充実させながら、妊産婦及び乳幼児の健康を守り、子育て支援施策と一体的に展開していくことによって、子どもが健やかに成長・発達出来るよう継続的・包括的に支援します。

これから子どもを産み育てようとする市民の、子育てに関する制度への疑問や不安を解消できるよう、積極的な情報提供と相談支援を行います。

親としての学び・成長への支援として、子育て講座や両親学級などの充実を図ります。

子どもへの虐待予防対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：多様なライフスタイルに対応した子育て環境づくり>

【目的】

子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。

【手段】

ニーズに対応した保育施設の拡充に努め待機児童解消を進めます。

幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。

国立駅南口複合公共施設整備基本計画及び矢川公共用地(都有地)の活用計画に基づき、交流とにぎわいのある良好な子育て・子育て環境の整備に向けて取り組みます。

子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり>

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭の自立支援施策の充実とを図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医ケア児の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援

【施策統括課：施策推進担当】

主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、オンブズマン事務局】

<現状と課題>

近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。

国は、平成 22(2010)年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、これを受けて全ての子ども・若者の成長、発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族の支援を目的とした「子ども・若者ビジョン」を同年 7 月に策定しました。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 26 (2014)年 1 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、具体的な支援策等を示しています。

国立市では、平成 28(2016)年度から 8 年間の計画として、「第三次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画では、子どもを育てる大人や家庭への支援である「子育て支援」だけでなく、子ども自身を中心に据え、子ども自身が自らの力で心身共に成長することを支援する「子育て支援」という考え方を大切に、そのさらなる充実を目指しています。

この「子育て支援」の考え方に立って、「子どもの最善の利益」を実現するため、いじめ・虐待・不登校・性の問題・しょうがい・外国籍など多様な背景を持つ子どもたちが、1 人の例外もなく、自分らしく健やかに、主体性や社会性を身に付け生きていけるよう手立てを打つことを掲げています。

その中で、子どもの命・存在・成長発達を、家庭・学校・施設・地域が全体で支えることにより、子ども自身が支えられているという実感が持てる環境づくりが求められています。そのためには、子ども自身からの相談を受け入れる体制の充実と子ども参画の仕組みづくりを推進する必要があります。

平成 29 (2017)年 4 月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を開始しました。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。

平成 27(2015)年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行により、地域の実情に応じた子ども・子育ての支援を充実を図ることが求められています。共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材の育成を目的に、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」が打ち出されています。

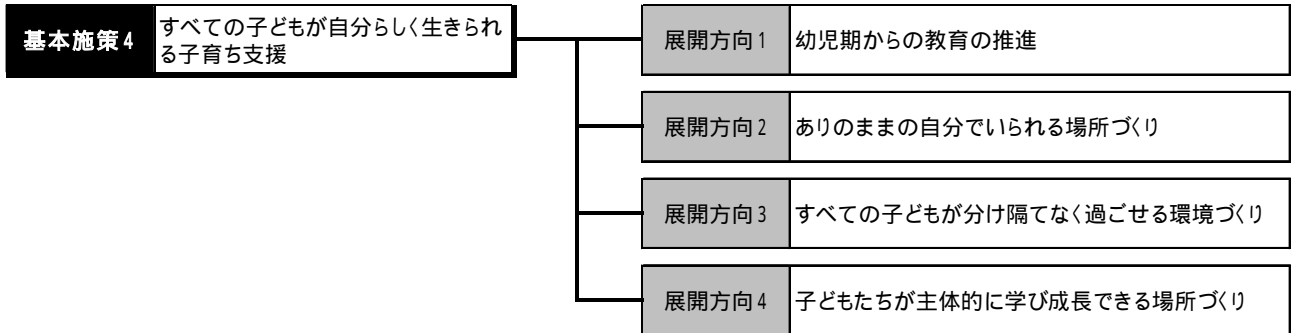
国立市においても、学童保育所と放課後子ども教室の一体型整備を基本とする、放課後子ども総合プランの行動計画を策定しました。今後、様々な体験活動や地域との交流を通して、子どもたちが主体的に学び成長できる機会と場所づくりを進める必要があります。

平成 30(2018)年 4 月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら 3 つの要領等では、3 歳児以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育所が幼稚園は幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0 歳からの幼児教育の重要性が記載されました。

国立市では、平成 30(2018)年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「ここすき！」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」を育てる環境づくりを推進しています。幼児教育は、試行錯誤を繰り返しながら効果的な事業手法を確立させる必要があり、また、効果が表れるまでに時間がかかることから、今後、「幼児教育推進プロジェクト」を継続・発展させていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 幼児期からの教育の推進 >

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。

【手段】

幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知能力」を育てる環境づくりを推進します。

市内幼稚園、保育園、認定こども園や市が設立する社会福祉事業団との連携を強化します。

幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。

新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

< 展開方向 2 : ありのままの自分でいられる場所づくり >

【目的】

相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。

【手段】

子どもの権利を尊重するため、子どもの権利を守る仕組みづくりを推進するとともに、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。

子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。

子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。

子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。

ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり> 再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。

【手段】

ひとり親家庭への自立支援施策の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。

発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。

発達が気になる子どもについて、相談体制のを図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。

認可保育園での医ケア児の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向4：子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり>

【目的】

子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

(仮称)矢川プラス兼矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。

放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。

子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育ていけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。

国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。

子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 5 学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課

主な関係課：指導担当、教育総務課、教育施設担当、学校給食センター、建築営繕課】

<現状と課題>

国立市立学校は、児童・生徒が主体的に学習に取り組み、学習習慣の定着を進める中で、確かな学力の定着が図られています。 今後は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、学び合う中で互いの多様性を認め支え合う教育活動を推進していく必要があります。

国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後は、教育大綱の実現に向けて、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。

平成 31(2019)年 4 月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人一人を大切にしたい学校教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。

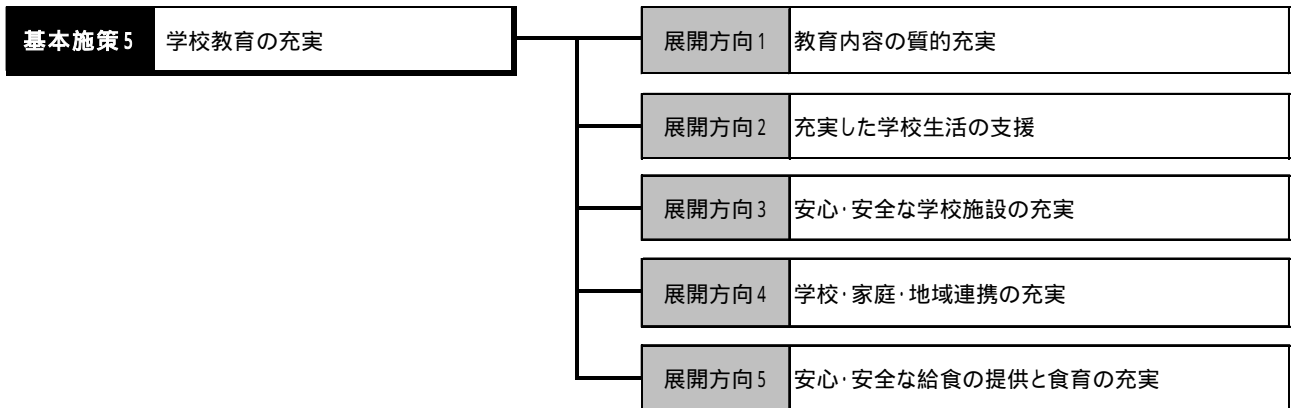
校舎等の学校施設については、安全性の観点から非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校及び第五小学校は、校舎等の更新時期が迫ってきており、他の学校においても順次更新時期を迎えることとなります。また、昨今の猛暑への対策が必要となっていることや学校施設は災害時に避難所となることから、体育館への空調機設置が求められているほか、トイレの洋式化等の教育環境の向上が求められています。今後は、平成 29(2017)年に策定した国立市学校施設整備基本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づき、上記教育環境の維持向上も念頭におきつつ、学校施設の長寿命化や適正な配置も視野に入れながら、計画的に取り組む必要があります。

学校評議員会制度や地域人材を学校教育に登用し、地域との連携を強化する中で、子どもたちの「生まれ育ったまち・くにたち」を愛する心や大切に思う気持ちの醸成、さらには「文教都市くにたち」を標榜するにふさわしい、教育の質の向上に向けた取組を総合的に推進する必要があります。

- 学校給食については、引き続き充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、出前授業等の諸事業の積極的な実施と地産地消の取組を強化する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

学校と家庭、地域の連携により、児童・生徒が自ら考える力を身につけ、社会的な自立に向けた豊かな人間性を培う教育力の高いまちを目指します。



< 展開方向1：教育内容の質的充実 >

【目的】

「文教都市くになち」の確立に向け、教職員の指導力向上を図るとともに、個に応じた指導の充実を図ることで、全ての子どもが生き生きと学校生活を送り、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体などの生きる力を養います。

【手段】

児童・生徒に確かな学力を定着させるため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、主体的に参加する学習指導を推進します。

児童・生徒の自己肯定感を高めるため、他者との関わりの中で自分自身を価値ある存在として捉える教育活動を推進します。

児童・生徒が人間のあらゆる活動の源である体力を身に付け、健全な身体を育てるため、積極的に運動やスポーツに親しむ教育活動を推進します。

児童・生徒の教育的ニーズを把握し、個々の事情に応じた教育体制の整備・充実を図ります。発達支援事業との連携により、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、切れ目ない支援を行います。

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための幼・保・小連携や小・中学校連携の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

¹ 同調査の全対象者について、得点分布により4等分した層のうち、平均点を下回った層(C・D層)を下位層と呼ぶ。各層は東京都全体の平均正答率の得点分布により区切られるため、国立市の児童・生徒の学力が全体的に向上することにより、下位層の割合を下げることができる。

調整中

<展開方向 2 : 充実した学校生活の支援>

【目的】

児童・生徒が主体的に課題を解決しながら、充実した学校生活を送ることができるようにします。

【手段】

しょうがいや外国にルーツのある子ども等を含めた全ての児童・生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、個に応じた適切な支援を推進します。

児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚し実践できるよう、いじめについて深く考え理解するため、道徳の授業や、生徒会等による主体的な取組を推進します。

児童・生徒にとって学校が「魅力ある場所」と感じることができるようにするため、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応を推進します。

児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開ける持続可能な社会の創り手となれる教育を推進します。

「働き方改革関連法案」や都や国のガイドラインに基づき、校務を支援する人材や校務支援システムを導入し、教育活動向上のために教員の働き方改革を推進する。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：安心・安全な学校施設の充実>

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

非構造部材の耐震補強や大規模改修など、学校設備の改善・充実を図ります。

老朽化が進んでいる、第二小学校、第五小学校について、学校、保護者及び地域住民等の関係者の意見を聴きながら建替えに向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実>

【目的】

地域と共に歩む学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携し共に支えあう教育と、地域の核となる学校の実現を目指します。

【手段】

学校が地域に開かれた教育を進めるため、週休日等の学校公開を推進します。

学校が地域住民等の協力を得た教育活動を進めるため、学校活動協力者や部活動外部指導員、TA等の人材活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向5：安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育みます。

【手段】

現在、老朽化の進んでいる給食提供施設について、継続して安心・安全な給食の提供を確保するため、新学校給食センター整備事業方針に則り確保している別地でPFI手法等の民間のノウハウを活用して新たな給食センターを建設します。

給食を通じた食教育を向上させるため、出前授業等の諸事業の実施を推進します。

食育の一環として、給食センターにおける地産地消の取組を強化するため、地元農家との連絡協力を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

【政策3】文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：公民館】

<現状と課題>

国においては、平成29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明らかにされました。

平成30(2018)年には「文化財保護法」が改正され、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことや地方文化財保護行政の推進力の強化について規定されました。

都では、平成27(2015)年に「東京文化ビジョン」を策定しました。本ビジョンは、「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤の構築」「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」などをはじめとする8つの文化戦略に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れながらも、本大会のレガシーとして東京を世界のどこにもない文化都市にするための施策展開が図られています。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、文化面での取組として、これまでに「Tokyo Tokyo FESTIVAL(旧東京文化プログラム)」として多彩なジャンルの文化事業が開催されており、都内区市町村との連携が図られるなど、伝統と現代の共存をはじめとした独自性・多様性を持つ東京の文化を発信していくための取組が展開されています。

国立市では、より多くの市民に優れた芸術文化にふれてもらうことを目的とした各種講演会を開催しているほか、市民の芸術文化の普及振興を図り、もって地域文化の創造と向上に寄与するため、昭和62(1987)年に「くにたち市民芸術小ホール」を整備し、多くの市民の利用に供されています。

国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。

現在「アートビエンナーレ」や「青少年音楽フェスティバル」などの文化芸術施策を推進する事業が展開されているほか、平成30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。

「国立市文化芸術条例」では、「文化は市民社会の大切な基礎をつくり、芸術は人々に活力と新たな感性もたらす」ものとしています。国立市に暮らし、集うすべての人々が、文化や芸術に親しみ、心豊かに過ごせる「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現を目指して、「文化芸術活動の支援と活性化」「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」「文化芸術によるつながりの創出と交流の促進」「文化芸術を楽しむ環境の創造と次世代への継承」をキーワードに

事業を展開していくことが求められています。

文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。国立市では平成10(1998)年に国立市文化財保護条例を改正し、従来の指定文化財制度に加え、登録文化財制度を導入しました。平成31(2019)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定3、市指定22の計28の指定文化財と、国登録6、市登録87の計93の登録文化財があります。

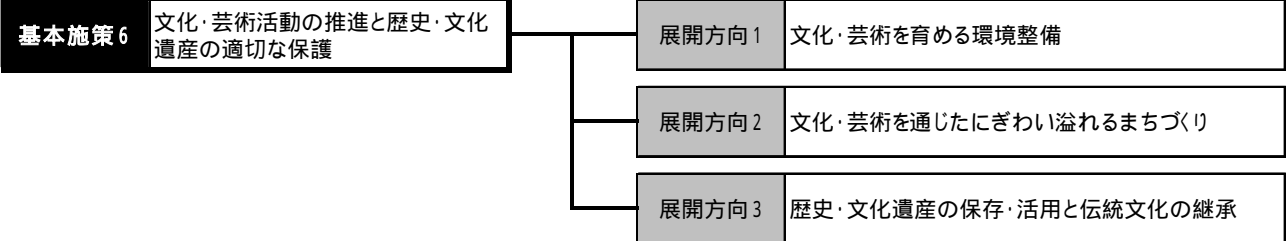
市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化遺産が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。

旧国立駅舎は、令和2(2020)年に元の場所に再築され、新たなまちのシンボルとして活用していくこととなります。再築後の旧国立駅舎には、まちの魅力発信の拠点としての機能を持つとともに、文化財として市の歴史を伝える機能が期待されています。また、寄贈を受けた本田家住宅は、保存されていた数多くの資料とともに後世に受け継いでいくため「本田家住宅保存活用計画」を策定しました。

これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



< 展開方向1：文化・芸術を育める環境整備 >

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、新たな支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、未来を担う子どもたちへ文化・芸術、地域の伝統文化に触れる機会を提供し、その環境の確保を図ることで、感受性と創造性を豊かにするとともに、地域への愛着が育まれるまちを目指します。

【手段】

- 市民が文化・芸術に関心を持つことができるよう、積極的に情報発信します。
- くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、ギャラリー等を含む芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。
- 市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい場・機会を提供します。
- 子どもや青少年に向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：文化・芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり>

【目的】

魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成していきます。また、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、「市全体でにぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

くにたち文化・スポーツ振興財団との共催によるアートビエンナーレなど、まちを活かした芸術活動の場を提供します。

アウトリーチ事業によるアーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。

他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。

だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承>

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

継承すべき文化財を指定・登録するとともに適切に保存します。

文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。

歴史・文化遺産の活用においては、再築される旧国立駅舎や寄贈を受けた本田家住宅など面的に活用し、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与するとともに、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じられるよう、方法を工夫します。

くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事で、獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能を実演(披露)し、継承に向けた取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 7 生涯学習の環境づくり

【施策統括課：公民館 主な関係課：くにたち中央図書館、生涯学習課】

<現状と課題>

国は、平成 30(2018)年 6 月「第 3 期教育振興基本計画」において、5 つの基本方針のうち「3. 生涯学び、活躍できる環境を整える」を掲げ、その教育政策として「人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしをの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」等を目標としています。

平成 31(2019)年 2 月の第 10 期東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」では、「学校内に地域交流拠点を設けることにより、地域の多世代交流が活性化され、子供と地域住民、地域住民同士のつながりを深め、その地域のソーシャルキャピタルを向上することができる」「今後の都立学校公開講座の在り方も、趣味・教養的な講座から社会参加の促進する企画内容への転換」等を掲げ、アクティブ・シニア（元気高齢者）を取り込んだ地域と学校の協働推進を図っています。

国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援し、図書館や公民館等の生涯学習施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。

図書館の貸出冊数は、減少傾向にあり、平成 30(2018)年度では 49.8 万冊、平成 27(2015)年度の 53.7 万冊と比べ 7.2%(3.9 万冊)減少しています。

国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの成長に良い影響を及ぼし、様々な機会に本と出会えるよう、市全体として読書機会を増やすための環境整備に取り組んできました。現在、令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度を計画期間とする「第三次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。

図書館とともに、地域住民に最も身近な学習拠点である公民館の使用者数は、平成 30(2018)年度では 70,896 人であり、ここ数年は使用者数が 70,000 人を超える状況が続いています。

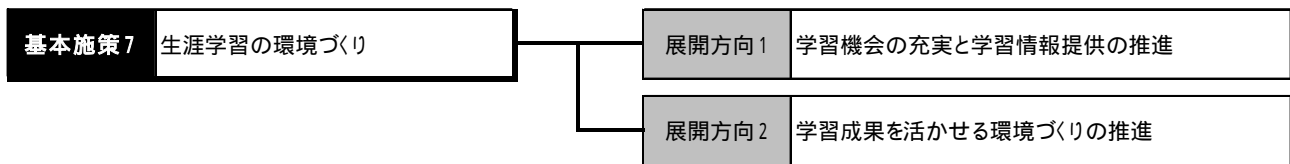
令和元(2019)年 5 月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。

本計画では、国立市の生涯学習をめぐる課題として、「学習情報の収集・発信」、「学習機会の充実」、「学習の成果を活かせるサポートの充実」、「施設や場の拡充、職員の専門性の確保」、「適切な事業評価方法の検討」の 5 つの面から多様な課題があげられています。

今後は、学習情報を手にしてもらえる情報発信、多様な学習機会の提供、各種団体との連携強化、学習者の利用しやすい施設運営等に努めることが必要です。また、より多くの市民が学習成果を発揮して、地域課題の解決に活かすことができる環境づくりが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、様々な局面で学ぶことができるとともに、様々な学びを通して、学習の成果を地域社会で活かすことができるまちを目指します。



< 展開方向1：学習機会の充実と学習情報提供の推進 >

【目的】

日常的に様々な生涯学習に取り組む市民を増やすとともに、学習を通じて生きがいを得ている市民を増やします。

【手段】

市の生涯学習情報を集約し、多様な手段で情報を提供します。

ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。

公民館・図書館等の公共施設や教育施設等を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。

市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の学習成果を学校・家庭・地域等の日常で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

学習の成果を活かすことを前提とした講座等を開催します。

図書館協力ボランティアなど、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。

市民が学習の成果を活かせるサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 8 スポーツの振興

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：環境政策課、健康づくり担当】

<現状と課題>

国では、平成 23(2011)年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念が示されたとともに、平成 24(2012)年には「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指し、「スポーツ基本計画」が制定されました。

本計画では、「子どものスポーツ機会の充実」から「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」まで7つの政策課題を掲げ、これらの政策課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すとしています。

令和元(2019)年にはラグビーワールドカップが開催され、令和 2(2020)年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催される予定であり、スポーツの注目度が高まっています。

都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平成 30(2018)年 3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、60歳以上のスポーツ実施率を令和 2(2020)年までに 75%にするなど3つの目標と 30の政策指針を掲げています。

国立市では、スポーツ推進委員¹を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。

市内における主要なスポーツ施設のうち、「くにたち市民総合体育館」の利用者数について、個人利用者数は平成 28(2016)年度から 3年連続で対前年度比プラスとなっています。平成 30(2018)年度の利用者数は、個人が 124,813 人、団体が 85,165 人であり、平成 29(2017)年度と比べそれぞれ 3.1%(3,702 人)、2.2%(1,796 人)増加しています。

一方、テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、平成 30(2018)年度における利用件数の合計は 35,936 時間、平成 29(2017)年度の 36,056 時間と比べ 0.3%(120 時間)減少しています。

利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。

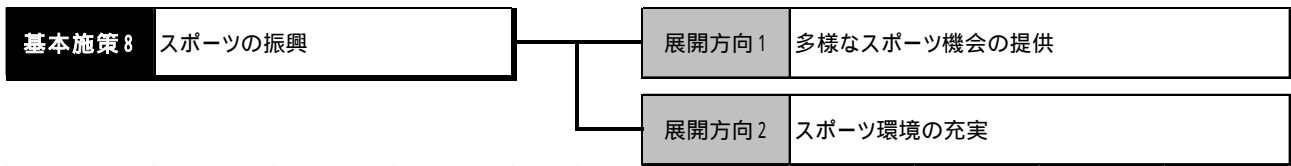
今後は、高齢者の健康寿命の延伸にもつなげるよう、公園への健康遊具の設置など、より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。

市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、地域スポーツクラブの設立や、くにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

¹ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、平成 26(2014)年 4 月 1 日現在、国立市では 12 名が委嘱されている。

< 施策の目的及び体系 >

市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 多様なスポーツ機会の提供 >

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

地域におけるスポーツ機会の提供において中心的な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団や体育協会の活動を支援します。

関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、体育協会、市内の大学等と協力しながら、年齢・体力に応じたスポーツ・レクエーションの機会を提供します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

地域スポーツクラブの設置・運営を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R9 年
調整中					

<展開方向2：スポーツ環境の充実>

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

市民総合体育館や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。

学校開放施設の設備・備品等の整備を行います。

公園へ健康遊具を設置し、気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康づくり担当

主な関係課：高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、健康増進課】

<現状と課題>

内閣府の「平成30年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、平成77(2065)年には男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれています。

健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A(東京都保健所長会方式)¹を用いています。「平成29年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.37歳、女性は85.97歳で、東京都の男性82.68歳、女性85.79歳という値よりやや上回っています。平均寿命は今後も伸びていくと見込まれていることから、この健康寿命をいかに伸ばしていくかということが課題となっています。

東京都では、平成30(2018)年度に「東京都健康推進プラン21(第二次)」の中間評価を行い、生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容に向けて都民のヘルスリテラシーの向上を支援することとしています。ライフステージやターゲットの特性に応じた施策の展開及び生涯を通じて健康づくりに取り組むことができる社会環境の整備に取り組むとしています。

国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で、この2つの死因で全体の約44%を占めています。また、食生活の欧米化等により糖尿病の方が増えています。これらの生活習慣病を予防するには、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。より多くの市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の改善や健康の増進に取り組むことで、健康寿命の延伸にもつながることは明らかであり、常日頃からの健康管理の重要性に対する意識を高めていく必要があります。

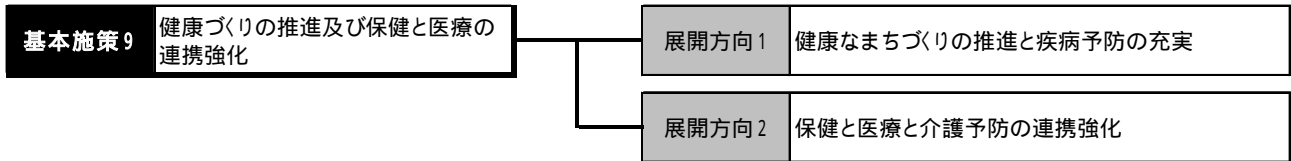
そのために胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点でとらえ、健康に対し無関心である方に対しても日常生活に健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことも重要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、多様な方法で多くの市民が健康に関する意識を高められるように、工夫した健康づくりを推進していく必要があります。その一つとして、平成29(2017)年度から市民ボランティアである「健康づくり推進員」制度を設け、地域のヘルスアップを図っています。

がん検診については、今後の市におけるがん検診を取り巻く環境的要因の変化に対応しつつ、受診率の向上と精度管理をはじめとする総合的ながん対策について検討していく必要があります。また、国民健康保険加入者の特定健康診査について未受診者対策を進めた結果、受診率は徐々に伸びており、平成25(2013)年度の45.5%から平成29(2017)年度には47.8%となりました。今後も引き続き受診率の向上を図り、重症化を防ぐ支援体制の確立をしていく必要があります。

¹ 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

< 施策の目的及び体系 >

市民が健やかに暮らせる健康なまちづくりを進め、健康寿命の延伸を目指します。



< 展開方向 1 : 健康なまちづくりの推進と疾病予防の充実 >

【目的】

市民が積極的に健康づくりに取り組むこと及び日常生活の中に無意識に健康づくりを取り入れられるように、健康づくりを地域で支援する健康なまちづくりを推進します。また、妊娠期から高齢期までのあらゆる世代に対し健康増進、病気の発症、発症後の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

【手段】

各種関連計画に基づき、健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。

健康づくり推進員の育成を図るとともに、保健師や栄養士等が地域活動を積極的に実施し、市民、学校、自治会及び事業者と連携し、生涯を通じた健康づくり活動を推進します。

第2次国立市健康増進計画に基づき、妊娠期から高齢期までのライフサイクルに対し庁内の関係各課と横断的に連携し、健康づくり施策を総合的及び計画的に推進します。

市民が自らの判断により、適切な医療サービスを選択できるよう、情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：保健と医療と介護予防の連携強化>

【目的】

保健と医療の連携を進め、市民の保健予防活動の充実と病気の早期発見・早期治療に向けた取組を推進します。

【手段】

健康・医療・介護予防に関わる部署の連携を強化し、情報の共有、事業の一体化を積極的に推進します。

地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。

生活習慣病等の発症予防・重症化予防の観点から、市民一人ひとりが「かかりつけ医」を持ち、適正な医療機関の受診と専門的な健康管理のアドバイスを受けられるよう、情報提供や啓発を行います。

市民に向けて健康情報等の医療情報を広く周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：地域包括ケア推進担当、健康づくり担当、福祉総務課】

<現状と課題>

高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしています。

これにより、各市区町村では平成37(2025)年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

日本の総人口は減少を続けているにもかかわらず、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和7(2025)年時点での高齢化率は30.3%になる推計されています。東京都においても、上昇は緩やかであるものの同様に傾向にあり、令和7(2025)年には高齢化率が25.2%まで上昇すると推計されています。また、必要な社会サービス基盤が整わない地方からの高齢者の流入も考慮する必要性も指摘されています。

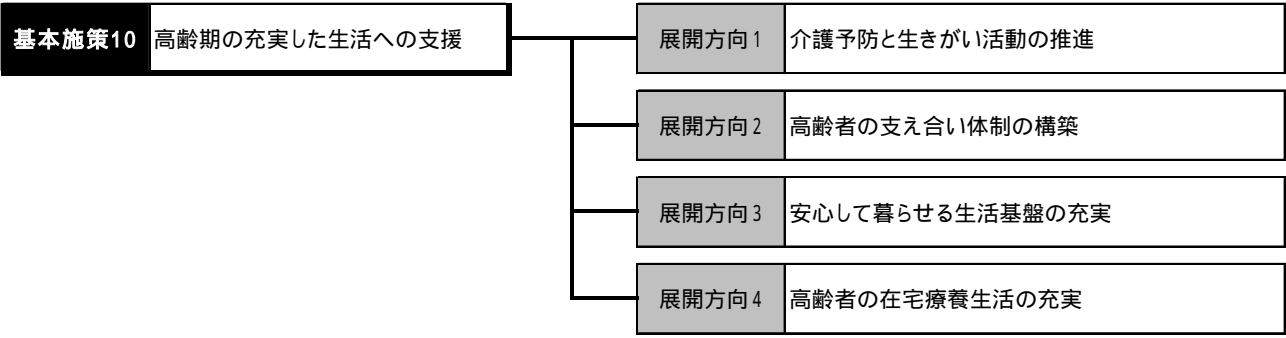
国立市における高齢者人口は、平成23(2011)年1月1日で1万4,178人であったものが令和元(2017)年7月1日現在では1万7,590人となり、令和8(2026)年1月1日時点での推計は1万8,434人と推計されています。

今後、高齢になっても、地域活動への参加や生きがい就労を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。そのためには、シルバー人材センターをはじめとする関係機関との連携を強化しつつ、住民主体の取組を支援することで社会参加の機会の拡大を図る必要があります。

また、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、病気や認知症になっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を計画的に推進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

高齢者が生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮せるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 介護予防と生きがい活動の推進 >

【目的】

高齢者が自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、いきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

- 元気な高齢者も対象とした生きがい活動ともなる事業を中心に、介護予防事業を推進します。
- 高齢期の生活や健康の保持について学びあうことができる環境を整えます。
- 高齢者のサロン活動や生きがい就労を支援します。
- 高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、フレイル（虚弱）を防止します。
- 地域の集いの場の創出を支援し、高齢者の社会参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：高齢者の支え合い体制の構築>

【目的】

高齢者の孤立を防止し、社会参加を通じて、つながりのある支え合い体制を構築します。

【手段】

高齢者の見守り活動等により、元気な高齢者が、周り的高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

生活支援の基盤としてのシルバー人材センターとの連携を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：安心して暮らせる生活基盤の充実>

【目的】

高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

生活、介護、医療等の相談を総合的に受け、きちんと支援につながるようきめ細やかに対応します。

高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向4：高齢者の在宅療養生活の充実>

【目的】

加齢に伴い、病気や認知症になっても、安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。

認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行うとともに、地域を巻き込んで日常生活を支える取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 11 しょうがいしゃの支援

【施策統括課：しょうがいしゃ支援課 主な関係課：福祉総務課】

<現状と課題>

平成 25(2013)年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

本法律の施行によって、平成 25(2013)年 4 月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26(2014)年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。

平成 24(2012)年には、しょうがい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また同年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営及び休日夜間は委託)しました。

障害者権利条約が平成 26(2014)年に批准されたことを背景として、平成 25(2013)年には障害者優先調達推進法の施行、障害者の法定雇用率の引き上げ、平成 27(2015)年には法定雇用率未達の場合の納付金対象企業の拡大、平成 28(2016)年には障害者差別解消法の施行、平成 30(2018)年には難病法の改正など障害福祉行政に関わる大きな制度改正が相次いでいます。

国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成 26(2014)年以降、横ばいの状況にあり、平成 30(2018)年では 1,937 人、平成 26(2014)年の 1,952 人と比べ 0.8%(15 人)微減しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、平成 30(2018)年では 525 人、平成 26(2014)年の 493 人と比べて 6.5%(32 人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成 23(2011)年以降は 1,000 人を超えており、平成 29(2017)年では 1,340 人、平成 25(2013)年の 1,129 人と比べて 18.7%(211 人)増加しています。

平成 17(2005)年 4 月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で共に出会い、共に育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成 27(2015)年 9 月に制定(平成 28(2016)年 4 月施行)しました。

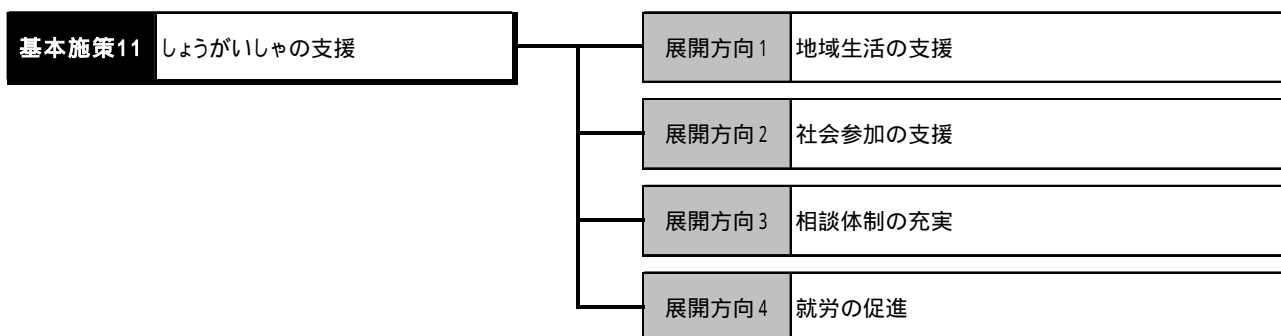
国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりまえに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。また、しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが引き続き求められています。

福祉行政の対象となるしょうがいしゃは、めまぐるしい制度改正を理解し必要な手続きをしなければならぬ状況に置かれています。平成 24(2012)年以降に導入された計画相談(個別給

付)に基づき、相談支援事業所としょうがいしゃがパートナーシップをとって、円滑にサービス利用をしていくことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



< 展開方向1：地域生活の支援 >

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。

社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。

しょうがいしゃの高齢化や生活入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。

地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがいしゃの外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：相談体制の充実>

【目的】

当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。

しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。

相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。

研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。

地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

¹ 障害者総合支援法に基づき、支援の充実の方策について協議を行う場として各自治体に設置され、関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と「くらし」「つどい」「しごと」「あんしん」の4専門部会でしょうがいの社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

<展開方向4：就労の促進>

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

個別の就労支援事業を継続します。

しょうがいしゃや企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。

取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

社会状況の変化等に伴い、今後ますます地域における福祉的課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー。略称CSW）¹及び生活支援コーディネーター²事業等を積極的に展開していくとともに、市民、団体、NPO、事業者など多様な主体との連携・協働による福祉活動への参加者や活動分野の拡大を図る必要があります。全国的な高齢化の進展とあいまって、生活保護費を含む扶助費の増加に歯止めがかからない状況が続いており、各自治体における財政の硬直化を招く大きな課題とされている中、国では平成27(2015)年4月1日より「生活困窮者自立支援法」を施行し、福祉事務所を設置する各自治体を実施主体となって、民間団体とも協働しつつ、生活困窮者の自立の促進に向けた包括的な事業を実施することとしています。

全国的生活保護受給者数は、平成27(2015)年3月をピークに、緩やかに減少に転じており、平成31(2019)年3月時点（概数）では、被保護者数が2,090,578人、被保護世帯数が1,636,334世帯となっています。一方、国立市的生活保護受給者数は、依然として増加傾向が続いており、同年同月時点の被保護者数は1,145人、被保護世帯数は911世帯です。平成27(2015)年3月における被保護世帯数822世帯と比べ、約1.1倍の増加です。

生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。世帯類型別にみると、全国的な傾向は、高齢世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市に同様の傾向はなく、稼働能力があるとされる年齢層が多く分類される「その他の世帯」も増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

また、様々な課題を抱えている方の困難が社会的に顕らかになっている中で、庁内の様々な部署、人材と連携するとともに、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員等の関係機関と連携、協働を通じた、多職種連携による受給者の生活をトータルで支援していくことが求められています。

また、国立市的生活福祉行政においては、平成30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかとなりました。その振り返り、反省を真摯に行うとともに、第三者委員会となる「国立市生活保護適正化に関する調査検証委員会」での検証、議論をもとに、国立市的生活福祉行政がよりよいものとなるよう、組織として取り組んでいく必要があります。

平成29(2017)年4月に住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保に配慮が必要な方（高齢者、しょうがいしゃ等）への民間賃貸住宅への入居支援が求められています。

平成28(2016)年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29(2017)

¹ 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

² 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者。

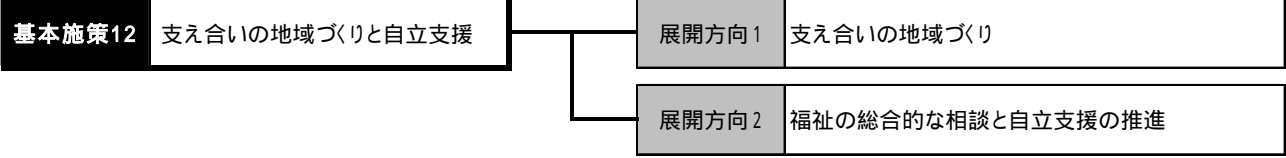
年3月には、国により「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村においては、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域連携ネットワークの設立と円滑な運営に積極的な役割を果たすこととされています。

平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、市町村においても「再犯防止推進計画」の策定に努め、地域の状況に応じて施策を実施することが求められています。

平成28(2016)年4月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。国立市においても、「自殺対策計画」を策定するとともに、全庁的な取組として自殺対策を推進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

ソーシャルインクルージョン³の考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、生活困窮者の自立を促進します。



< 展開方向1：支え合いの地域づくり >

【目的】

支え合いの地域づくりを進めることで、地域の課題を地域自らで解決できるまちを目指します。

【手段】

地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。

地域福祉コーディネーターの活動を通じ、地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。災害時要援護者支援事業を通じて、災害時に一人では逃げられない要援護者(要配慮者)を地域で支援する仕組みづくりを行うとともに、日常においても地域で要援護者を見守る体制の構築につなげます。

多様化、複雑化している、地域における福祉ニーズを捉えた地域福祉⁴団体の活動を支援します。

地域の力を活用して、再犯防止の取組を推進し、成年後見制度の利用促進を図ります。

不動産事業者等との連携を強化し、住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

³ 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
⁴ それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

<展開方向2：福祉の総合的な相談と自立支援の推進>

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民がその課題を解決し自立できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

制度の狭間に陥ることがないように、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的に支援します。

生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計相談・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。

住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や資金の貸付を行います。地域福祉コーディネーターを配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、適切な支援を提供します。

全庁的に様々な機会を捉え、生きることの包括的な支援として自殺防止の取組を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 13 防災体制の充実

【施策統括課：防災安全課

主な関係課：総務課、福祉総務課、都市計画課、教育総務課】

<現状と課題>

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、災害対策基本法の改正が毎年のように行われ、災害対策の強化が求められています。国民が重点を置くべきだと考えている防災対策は、「公助に重点をおくべき」から「自助・共助・公助のバランスを取るべき」に変化しています。また、近年は、風水害、土砂災害による被害が発生しており、避難勧告等の早期発令や住民自身の命を守る行動等が求められています。

東京都では、平成 28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりや ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画地震編」を令和元(2019)年 7 月に修正しました。

東京都が平成 24(2012)年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件：冬の夕方 18 時、風速 8m / 秒)の発生による国立市の人的被害は死者が 46 人、負傷者が 468 人に上ると推計されています。

国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、平成 27 年 11 月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。

さらに、平成 21(2009)年度～25(2013)年度にかけては、大規模災害が発生した場合に避難所として開設する全ての市立小・中学校を対象に、避難所の円滑な運営を目的として、地域の団体や住民、学校や市職員で構成される避難所運営委員会の体制や活動内容等をまとめた「避難所運営マニュアル」を策定しています。

平成 24(2012)年度からは災害時要援護者避難支援事業を開始し、地域が協議会を設置して、共助による災害時要援護者に対する避難支援体制をつくり始めており、平成 30(2018)年度現在では 3 つの地区で活動が行われています。

市内には主に自治会、町内会を母体とした 26 の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うこととなります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。また、平成 30(2018)年 7 月には北 2 丁目地域において策定された地区防災計画が国立市防災会議にて承認され、地域が主体となった災害対策が推進されはじめています。

消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うこととなります。また、女性消

防団員については、防火・防災の啓発活動のほか、市民の要請やイベントでの救命講習や応急手当の指導を実施しており、災害時には各避難所において女性ならではの視点から災害対応を行うことが期待されています。

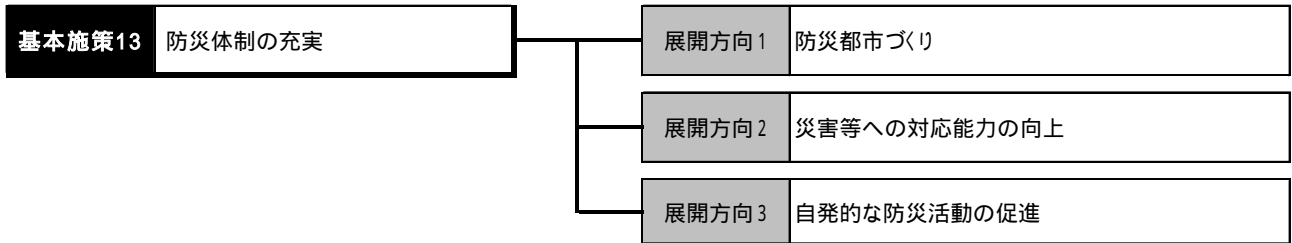
近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。

平成 29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。また、平成 29(2017)年 3 月には国立市耐震改修促進計画を改訂し、令和 2(2020)年度までに市内の木造住宅の耐震化率を 95%とする目標を掲げています。発災時の被害を最小限にとどめ、都市機能の迅速な復旧を図るため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成 25(2013)年 5 月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

< 施策の目的及び体系 >

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えることができる安心・安全なまちを目指します。



< 展開方向1：防災都市づくり >

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

木造住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の建築物の耐震化を促進します。

災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。

災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。

震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：災害等への対応能力の向上>

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、想定される避難者及び武力攻撃等における国民保護措置に対応するため、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：自発的な防災活動の促進>

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。

地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。

風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。

日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

法務省の「平成 30 年版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8 (1996) 年から毎年戦後最多を記録し、平成 14 (2002) 年には 285 万 4,061 件にまで達したが、平成 15 (2003) 年に減少に転じて以降、15 年連続で減少しており、平成 29 (2017) 年は 91 万 5,042 件 (前年比 8 万 1,078 件 (8.1%) 減) と戦後最少を更新しました。

近年の認知件数の減少は、例年、刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数が、平成 15 (2003) 年から大幅に減少し続けたことが大きな要因となっています。一方、窃盗を除く刑法犯については、平成 29 (2017) 年の認知件数は 25 万 9,544 件となっており、平成 10 (1998) 年の認知件数 (24 万 4,497 件) と比較すると 6.2% 多くなっています。

国立市の平成 26 (2014) 年以降の刑法犯認知件数は、平成 27 (2015) 年の 857 件から 3 年連続で前年を下回る傾向が続いており、平成 30 (2018) 年では 531 件となり、38.0% (326 件) 減と大きく減少しています。平成 30 (2018) 年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が 252 件で全体の 47.5% を占め、次いで「万引き」の 45 件 (構成比 8.5%)、「詐欺」の 38 件 (構成比 7.1%) の順となっています。

国立市では、平成 26 (2014) 年 5 月に警視庁立川警察署との間で、「市と署との間の相互連携強化」、「市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「犯罪情報等に関して可能な範囲内の市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成 26 (2014) 年 4 月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。

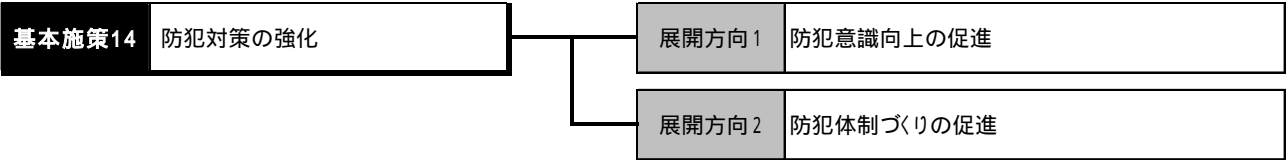
自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺¹については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。

特に特殊詐欺については、平成 30 (2018) 年に 26 件の被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。

¹特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪 (現金等を脅し取る恐喝も含む) の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺 (オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺) である。

< 施策の目的及び体系 >

市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくい安心・安全に暮らせるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 防犯意識向上の促進 >

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。

高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：防犯体制づくりの促進>

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。

立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。

自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。

特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与や商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。

市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 15 コミュニティ活動の促進

【施策統括課：まちの振興課

主な関係課：福祉総務課・高齢者支援課・地域包括ケア推進担当・子育て支援課】

<現状と課題>

これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。

しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、平成 30(2018)年度では 29.2%と依然として低くなっています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。

地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があり、各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。

都市のスポンジ化、空き家増加、マンション空き家等の問題を受け、政府は、新築住宅の供給から中古住宅の質の向上へと舵を切り、中古住宅市場の活性化をはかるための法整備を進めており、宅建業法改正によりインスペクション制度（建物状況調査）が制定されるなどの動きがあります。また東京都においても、これらの複合的な問題を一体に取り扱うため、住宅政策本部を局級設置しました。

国立市では、平成 28(2016)年度に空家等実態調査を実施し、空家であると判断できる特定空家候補及び空家候補が 186 棟確認できました。その後も継続的に空家の状況の把握に努めており、平成 30(2018)年度末における空家は 210 棟となっています。

国立市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法を効果的に活用するため平成 31(2019)年 3 月に国立市空家等対策審議会条例を制定し、特定空家への対応及び空家等対策計画の検討に着手しています。法律に規定されている市の役割や権限に沿って、地域の課題である空家の適正管理と活用について具体的な取組を検討し、事業を展開していく必要があります。

平成 30(2018)年 12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されました。これに伴い、外国人住民が増加することが予測され、住民間のトラブルの発生や行政サービスが十分行き届かない可能性も懸念されます。日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対

応、居住支援や入居差別の解消など、日常生活において多岐にわたる支援が求められる可能性があります。

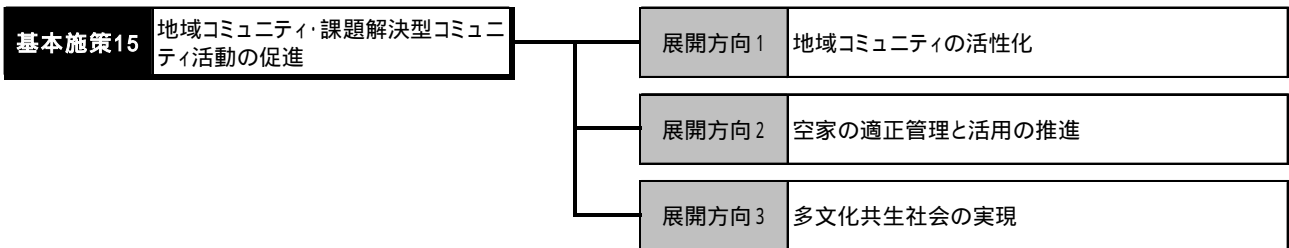
国立市の外国人人口は、平成 27(2015)年の 1,341 人から毎年 100 人前後増加し、平成 31(2019)年 4 月には、1,746 人に達しています。特に東南アジアからの外国人の増加が特徴となっています。

既に外国人住民の割合が高い自治体においては、コミュニケーションや情報伝達を円滑に行うため「やさしい日本語」を導入する取り組みが進んでいます。

日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関での多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけではなく、性、年齢、障害、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャルインクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

< 施策の目的及び体系 >

地域コミュニティ(自治会・町内会・地域における共同体) や、NPO等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図る。多文化共生を自治体政策全体を見直す基礎的な観点に位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



< 展開方向1：地域コミュニティの活性化 >

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。

多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。

活動拠点となるコミュニティ施設の機能を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：空家の適正管理と活用の推進>

【目的】

地域における空家化の未然防止、空家の解消、空家の適正管理を実現するとともに、空家の有効活用を目指します。

【手段】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空家対策を総合的、計画的に推進します。

市内の空家の状況を把握し、有効に活用できる仕組みづくりを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：多文化共生社会の実現>

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

外国人市民の日常生活におけるニーズを把握・共有するため、外国人を含めた市民と行政による意見交換の場を設けます。

地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。

地域の国際交流団体や一橋大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくります。

多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

近年、我が国では社会環境や家族構成、ライフスタイル等の変化に伴い、消費者の「食」に対する関心が多様化するとともに、実際の食材と異なった食品表示等の問題を背景に、安心・安全な「食」を求める消費者の意識が高まっています。全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数の推移をみると、総数ベースの相談件数は平成 21(2009)年度から横ばい傾向にあるものの、このうち「食料品」に関する相談件数は増加傾向にあり、平成 30(2018)年度は平成 22(2010)年度から約 1 万 7 千件の増加となっています。

さらに、情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進むと同時に、情報通信に関連する新しい消費者トラブルが多発傾向にあるほか、高齢者を中心に特殊詐欺による深刻な消費者被害が社会問題化しています。

全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 30(2018)年度の件数は約 29 万 7 千件で消費生活相談全体の約 3 割以上を占めています。

また、民法の改正により、令和 4(2022)年 4 月から成人年齢が 20 歳から 18 歳へと引き下げられることとなりました。これにより 18 歳から契約等が可能となることから、消費生活に関する啓発等の対応が求められています。

現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立市消費センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

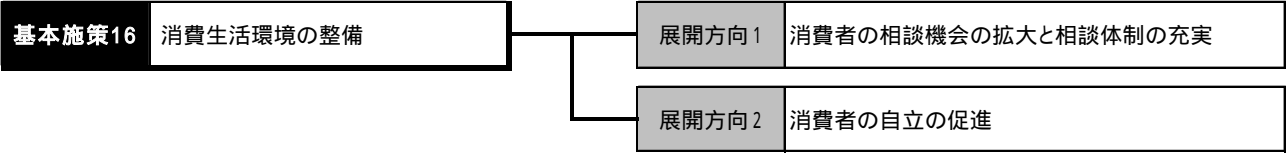
消費生活相談件数は、平成 26(2014)年度に 470 件となった後、横ばいでしたが、平成 30(2018)年度には過去 5 年間で最も多い 595 件となっています。

情報通信に関連する新しい消費者トラブル、高齢者を中心とした特殊詐欺、架空請求はがきなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが大いに懸念されます。

今後は、消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



< 展開方向1：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実 >

- 【目的】**
消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。
- 【手段】**
消費者からの相談時間等を拡大します。
消費者相談員の相談スキル向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

< 展開方向2：消費者の自立の促進 >

- 【目的】**
市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。
- 【手段】**
消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

【政策6】環境

基本施策 17 花と緑と水のある環境づくり

【施策統括課：環境政策課 主な関係課：下水道課】

<現状と課題>

平成 28(2016)年 5 月、国土交通省は、ストック効果をより高めること、民との連携を加速すること、都市公園を一層柔軟に使いこなすことを重視する「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を取りまとめました。

平成 29(2017)年 5 月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布し、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市の農地の保全・活用について推進されることになりました

東京都は、より実効性の高い新たな緑施策を構築するため、平成 24(2012)年 5 月に緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化すべき将来的な施策の方向性をとりまとめた「緑施策の新展開」を策定し、推進されることになりました。

平成 24(2012)年 5 月、東京都は、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化すべき将来的な施策の方向性をとりまとめた「緑施策の新展開」を策定されました。

令和 4(2022)年に生産緑地法施行から 20 年を迎え、行為制限が解除となることから転用が可能となり、宅地化される農地が増加することや市への買取り申出が増加することが予想されています。

これまで国立市では、一橋大学、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。そのため、国立市の貴重な自然資源であるハケや水田等を保全し、「農の営みが残る市の原風景」として後世に引き継いでいくことが求められています。

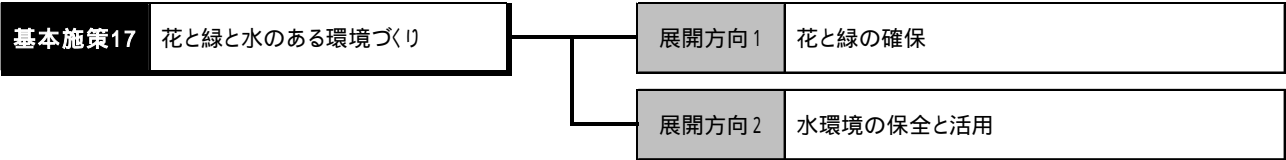
行政主導でまとまった緑地空間を増やすことは困難さを増していくと予測される中、国立市では住宅地等への生垣助成制度を設け、市域の約 6 割を占める民有地の緑化を進める体制を構築するなど、市民と行政が一体となって緑の保護と緑化を推進しています。

国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持・創出については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。

市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働の下、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

市内外に国立の魅力を印象づける重要な地域資源として、より多くの緑を保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



< 展開方向1：花と緑の確保 >

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、花と緑を大切に守り育て活かします。

【手段】

屋上緑化、緑のカーテン(壁面緑化)、生垣の形成を促進し、公共施設や民間建築物の敷地内及び屋上、壁面等の緑化を推進します。

立川崖線、青柳崖線や東京都の歴史環境保全地域である「谷保の城山」などの市内に残された貴重な緑の保全を推進します。

崖線の適正な維持管理を進めるとともに、「農の営みの残る風景」の保全を推進します。

花と緑のまちづくり協議会の活動を促進し、花と緑を充実させていきます。

市民の身近な緑である公園を適正に維持、管理していきます。

大学通り緑地帯の快適な空間づくりを推進していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：水環境の保全と活用>

【目的】

矢川や湧水等の水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

地下浸透機能を持つ緑地等の保全や雨水浸透ますの設置を促進し、地下水のかん養に取り組みます。

地下水及び湧水の定期的な調査・監視を行い、その結果を踏まえ良好な水質を維持するために必要な対策を講じます。

市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

環境省・文科省・農水省・国交省・気象庁が平成 30（2018）年に公表した「気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」によると、日本の平均気温は世界より速いペースで気温が上昇しており、強い雨が增加している一方で降水日が減少、真夏日・猛暑日の日数が増加するなど、全国的に気候変動の影響が深刻化しつつあります。また、プラスチックごみが海に流れ込み生態系などへの重大な悪影響を及ぼす海洋プラスチック問題についても、世界的な取組が始まっています。

国では平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減することを目標としています。また、東京都では、平成 28（2016）年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、都内から排出される温室効果ガスを 2030 年までに 2000 年度比で 30%削減することを目標としています。

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故をきっかけとした火力発電所の稼働率の上昇等により、近年、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が増加傾向にあります。また、再生可能エネルギーの利用に対する人々の関心が飛躍的に高まっていることから、行政が先導役を果たし、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要があります。

国立市では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成 25（2013）年 7 月に「国立市環境基本計画」を策定しました。同計画では、行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指しています。

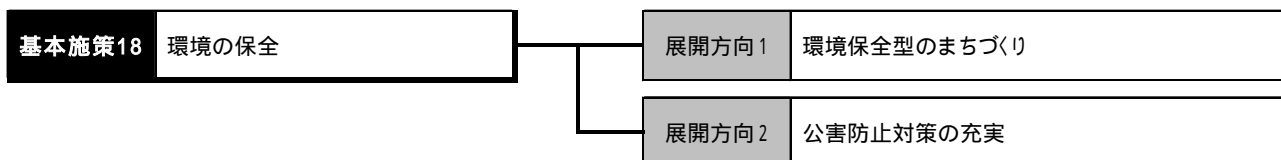
また、令和元（2019）年 5 月には「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。同アクションプランでは、2030 年までに二酸化炭素排出量を市域全体で 2013 年度比で 20%削減するという具体的な目標を定め、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、エコライフスタイルの推進を軸に各種補助制度の実施や公共施設の省エネ化、自転車利用などの意識啓発を進めることとしています。

引き続き、身近な問題として地球環境問題に対するより多くの市民の関心や理解を深めることで、問題の解決に向けた自主的・自発的な活動の実践を促進するとともに、市域全体から排出される温室効果ガス排出量の的確な把握とこれに応じた対策を迅速かつ柔軟に講じていく必要があります。

公害防止については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の各種環境調査における平成 29(2017)年度の環境基準達成率が 97%となっており、今後も引き続き、環境基準の達成に向けて取り組む必要があるとともに、市民からの連絡があった場合には迅速な対応を行っていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



< 展開方向1：環境保全型のまちづくり >

【目的】

衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進します。

【手段】

環境問題に対する市民の理解や関心の醸成に結びつく情報の提供を行います。

行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。

地球温暖化防止対策として、市民、事業者及び行政が一丸となり、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、エコライフスタイルを推進することで温室効果ガスの削減を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向 2 : 公害防止対策の充実>

【目的】

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

典型 7 公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。

苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等を確認した後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R9 年
調整中					

<現状と課題>

日本を含む経済先進国は、長きにわたり大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済構造のもとで経済規模を拡大してきており、近年では新興国の経済成長と人口増加も加わり世界的に資源消費量・廃棄物排出量が増加しています。国連で採択された「持続的な開発目標(SDGs)」では、持続可能な生産消費形態を確保するために、2030年までに廃棄物の発生防止や削減、再生利用および再利用により廃棄物の発生を大幅抑制することが盛り込まれており、国や東京都においても廃棄物の資源化・循環利用に着目した施策を進めていくこととしています。

国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。

国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、また平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。

しかし、家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。

現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動(エコアクション)を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)¹の普及拡大に取り組んでいます。

平成30(2018)年度に実施した「第16回国立市政世論調査」によると、また、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととして、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法を指導する」(37.4%)「ごみの分別などに対する指導を徹底する」(35.4%)、「市報やホームページなどにおいてごみ(廃棄物等)に関する情報をより詳しく提供する」(27.3%)が上位にあげられており、販売事業者等のごみ減量への協力推進や、ごみ分別や不適正排出に関する指導・広報の推進についての要望が多く挙げられています。

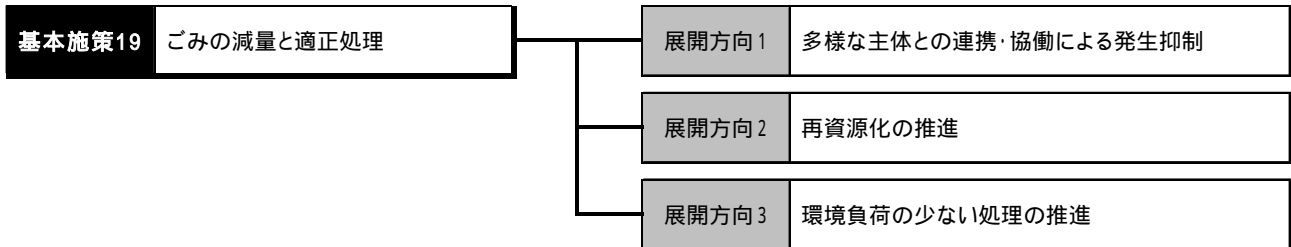
今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、EPRを柱とした5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行い、より多くの市民や

¹ 「Reduce(リデュース):ごみになるものを減らす」、「Reuse(リユース):使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair(リペア):修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return(リターン):使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle(リサイクル):原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指します。



< 展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制 >

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働の下、5Rの推進に取り組みます。

事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。

EPR(拡大生産者責任)²を推進するため、販売事業者の店頭資源回収への取り組みを支援するとともに、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。

食品ロスを削減し、資源有効活用・可燃ごみ削減を促進するため、啓発活動を推進し、事業者の取り組みを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

² Extended Producer Responsibilityの略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいものやリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

³ 総ごみ排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(集団回収を含む。)粗大ごみ、有害ごみの合計量である。

<展開方向2：再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。

再資源化を促進するため、適正な分別作業および再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。

し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く100%の水洗化を目指します。公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

現在、全国の地方公共団体では 1950 年代半ば(昭和 30 年頃)から 1970 年代初頭(昭和 47 年頃)の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。

このような状況の下、国では、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化計画¹」を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。

一方、かつては、自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化等の時代背景の変化に伴い、だれもが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、道路に求められる役割が変化してきています。

今後、国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、平成 30(2018)年 5 月に策定した「国立市道路等長期修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが安全で快適に使いやすい道路となるように、いかにより効果的・効率的に維持管理していくのかが極めて重要な課題となっています。

都市計画道路は、人、自転車及び自動車のほか、公共交通などの移動を支える交通機能をはじめ、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。

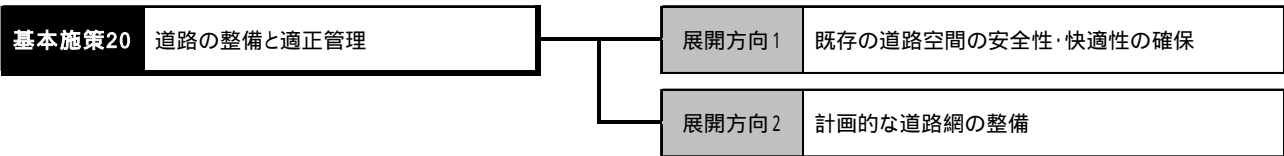
平成 28(2016)年 3 月には、東京都と特別区及び 26 市 2 町が連携・協力の下、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」が策定され、これに基づき、国立市でも優先整備路線の事業化及び見直し候補路線の廃止に向けた取り組みを行っています。

しかし、市内の都市計画道路の整備率は約 38%にとどまっており、生活道路に通過車両が流入するなどの課題解決をはじめ、地域の特性や将来需要に応じた道路網を整備していく必要があります。

¹ 国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

< 施策の目的及び体系 >

だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めます。



< 展開方向1：既存の道路空間の安全性・快適性の確保 >

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用する全ての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。

さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：計画的な道路網の整備>

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

優先度の高い路線を抽出した上、沿道の地域住民の理解と協力のもと、その着実な整備を推進します。

都及び関係区市町で連携・協力の下、都が策定した「東京都における都市計画道路の整備方針」の第四次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。

優先整備路線以外の都市計画道路は、広域的なネットワークとして機能することを前提に、改めて計画について検証し、必要に応じて段階的な整備を進めます。また、一部の未整備の都市計画道路については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

現在、全国的に人口の急激な減少や高齢化の進展等を背景として、通勤や通学のために鉄道・バス等の公共交通機関を利用する人が減少し、特に路線バスを中心とした公共交通事業の規模の縮小やサービス水準の低下が大いに懸念されています。

このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として関係者の合意をもとに持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成25(2013)年12月施行「交通政策基本法」の基本理念に基づき、平成26(2014)年5月に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

都では、平成28(2016)年4月に第10次「東京都交通安全計画」を策定し、死傷者ゼロ、究極的には交通事故のない安全安心な都市東京の実現を目指しているほか、平成29(2017)年5月に「自転車活用推進法」が施行されたことに伴い、平成30(2018)年3月に「東京都自転車活用推進計画」を策定し、自転車を安全で安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを進めることとしています。

このような流れを受け、国立市では平成26(2014)年3月に「国立市地域交通計画」を策定し、だれもが安全で円滑に市内を移動するための交通(地域交通)の基本方針を定め、その実現に向けて徒歩、自転車、公共交通といった各交通モードを対象とした具体的な施策(アクションプラン)の推進を図ることとしています。

令和元(2019)年11月には「国立市交通安全計画」及び「国立市自転車安全利用促進計画」を策定しました。今後は、交通安全に関する具体的な施策を検討・実施するとともに、自転車の通行環境整備や自転車活用推進を図る必要があります。

また、平成29(2017)年7月には、多摩26市町村が参加する福祉有償運送運営協議会を脱退し、国立市単独の福祉有償運送運営協議会を設置し、市独自の福祉的交通の検討を進めています。平成30(2018)年度からは、高齢者の移動手段の確保のため、一橋大学と提携し、需要調査・分析を行い、福祉的な交通について検討・協議を行っています。

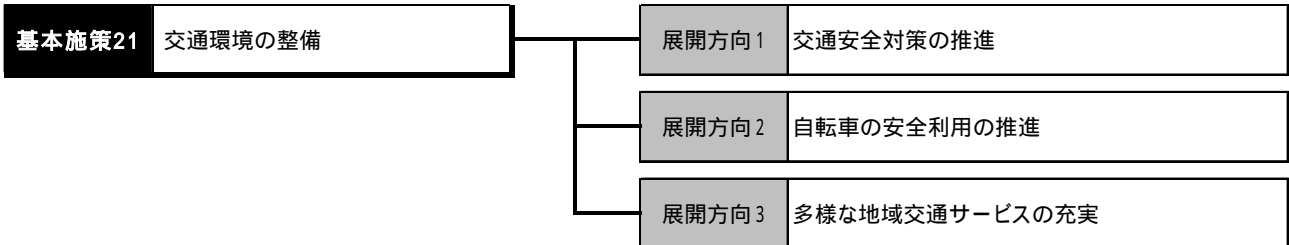
近年ではコミュニティサイクルの活用が注目されており、自転車ポートの設置が増加しています。国立市においても、平成30(2018)年度に民間事業者との実証実験を行いました。その検証結果を踏まえ、平成31(2019)年4月から民間事業者が実施するコミュニティサイクル事業支援を行っています。

今後、国立市においても急速に高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、高齢者が安心して外出したり、安全に移動したりできるとともに、子どもたちを交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。

また、公共交通をはじめとする地域交通の充実とともに、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援のための具体的な施策を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

だれもが安全で安心して移動できるとともに、超高齢社会を支え、利用しやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



< 展開方向 1 : 交通安全対策の推進 >

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない安心で安全なまちを目指して整備を進めます。

【手段】

小学校・中学校の児童・生徒から高齢者まで交通安全の意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうため、交通安全意識の啓発を強化します。

市民が安心して外出できるようにするため、道路・交通環境の整備を推進します。

円滑な交通の流れを確保し、交通事故を防止するため、地域の実情や交通量等を勘案した上で、警察と連携して取り締まりや交通規制を強化します。

事故の発生を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、定期的な交通状況の点検を強化します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：自転車の安全利用の推進>

【目的】

子どもから高齢者まで、だれもが安全で、安心して自転車を利用できる環境を整備します。

【手段】

歩行者、自転車、自動車が道路を安全に通行するため、自転車通行環境整備を推進します。
自転車利用者へ利用ルールの周知徹底を図るとともに、自転車とすれ違う歩行者、自動車などの道路利用者へも、関係機関等と連携し、啓発活動を行い自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を推進します。

自転車の安全性、快適性の向上や健康・環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：多様な地域交通サービスの充実>

【目的】

公共交通をはじめとするだれもが使いやすい多様な地域交通の充実を目指します。

【手段】

公共交通を便利に利用できるようにするため、駅や駅周辺地域へのアクセスを強化します。
移動制約者や移動困難者など超高齢社会を支えるため、安全で安心して移動できるモビリティ確保に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 22 市街地整備の推進(国立駅周辺地域・富士見台地域整備)

【施策統括課：国立駅周辺整備課

主な関係課：富士見台地域まちづくり担当、まちの振興課、道路交通課】

<現状と課題>

1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地(「国立大学町」)は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ国立駅周辺地域は、平成25(2013)年に、市民の長年の願いであった、中央線連続立体交差事業が完了したことにより、大きく環境が変化しています。それに伴い、国立市がこれまで市民の多大なる参加により議論を積み重ねてきた国立駅周辺のまちづくり計画を実行に移す時を迎えています。

国立市では、平成21(2009)年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。本計画では、「まちと人がつながる、緑と文化のくにたち広場」を目指す将来都市像に掲げ、その実現に向け「駅周辺の景観とシンボルをいかしたまちづくり」や「個性的なまちなみをいかした回遊性のあるまちづくり」など5つのまちづくりの目標を設定しています。

本計画に基づき、着実に事業を進めた結果、平成30(2018)年5月には国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザが開設され、平成31(2019)年2月には国立駅北口広場が再整備されました。また、令和2年2月には文化財でもある旧国立駅舎が再築され、「まちづくりの駅」として活用し、国立大学町のまちづくりの歴史を後世に伝え、市への愛着を醸成するとともに、まちの回遊性を高め、まちの魅力を発信する役割を担う拠点としていく必要があります。

国立駅周辺は、回遊性を高めるため、引き続き国立駅南口広場の再整備や周辺道路の整備のほか、再築される旧国立駅舎周辺の空間をより魅力あるものとなるよう、関係団体等と協力しながら引き続き整備する必要があります。

一方、富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団(現在の独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構))が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められました。それに伴い、農地が広がっていた土地に、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。

国立富士見台団地は、1965(昭和40)年に完成し、創設から50年が経過しています。創設当時は、UR都市機構のホームページに記されているとおり、「何十倍もの狭き門を経て入居できる、まさに『憧れ』の存在」でしたが、現在は、日本各地にある、多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇等の課題が生じています。

また、東京都により、矢川駅近くにある都営矢川アパートの建て替え事業が進んでいます。居住者の高齢化率は高く、建て替え後の団地で安心して暮らすことのできる環境の整備をどのようにするのが問われています。

これらの課題に対し、平成30(2018)年2月には、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を策定し、今後のまちづくりの方向性を地域住民及び関係団体と共有しました。今後は、具体的なまちの姿を示し、このビジョンの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

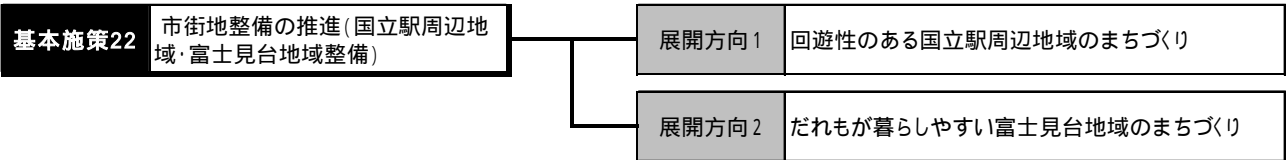
都営矢川北アパートの建て替え事業において生じる空地に、少子高齢化を始めとする地域課題

に対応した、まちのにぎわい拠点を整備するため、市では、平成 30(2018)年 3 月に「矢川公共用地(都用地)の活用計画」を策定しました。同計画に基づき、令和 4(2022)年度に複合公共施設を整備するよう取組を進めています。

また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策 32 で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進んでいます。「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を実現する過程において、それら施設の再編計画及び新たな施設配置を検討していく必要が生じています。

< 施策の目的及び体系 >

それぞれの地域の特性に合った都市機能の整備が行われ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。



< 展開方向 1 : 回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり >

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

国立駅南口の駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備等を進めることにより、だれもが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。

市民に必要な機能を有する公共施設整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。

再築された旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R9 年
調整中					

<展開方向2：だれもが暮らしやすい富士見台地域のまちづくり>

【目的】

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、だれもが暮らしやすい理想的な住空間とし、多世代が安心して暮らせる地域とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

地域住民、UR都市機構、東京都と協働して、まちづくりの方向性を示した「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」の実現に向けて取り組みます。

富士見台地域における、公共施設の再配置の検討を行います。

矢川公共用地（所有地）を活用して複合公共施設を整備し、施設を拠点に、周辺地域を巻き込んだまちのにぎわい創出に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 23 南部地域の整備

【施策統括課：南部地域まちづくり課 主な関係課：道路交通課、都市計画課、環境政策課】

<現状と課題>

市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史ある文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。

国立市では、このような良好な環境が残されている地域及び立川段丘に残る一部整備が完了していない地域のまちづくりを進めていくため、昭和 59(1984)年 3 月に「国立市南部地域開発整備基本計画」を策定し、「南武線以北の良好な市街地にまさるとも劣らないまちづくり」という目標の下、幹線道路の整備や土地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。

その一方、現在でも幅員の狭い道路や矢川上、谷保駅南・矢川駅南、中央自動車道国立府中インターチェンジ周辺など、今後、都市基盤整備が必要な地区が残っているほか、全国的にも高まっている水辺や緑等の再生に対する要請への対応、相続等による農地の宅地化の進展など、南部地域を取り巻く環境の変化に対応していく必要があります。

また、小字地域の飛び地や地番が順序良く符号されていないことなどによる混乱を解消し、行政、交通、通信等における市民生活の利便性向上を図る必要もあります。

このような状況を踏まえ、国立市ではこれまでの取組の成果や課題を踏まえながら、市民の新たなニーズや時代の要請に的確に対応したまちづくりを進めていくため、平成 26(2014)年 8 月に「国立市南部地域整備基本計画」を策定しました。

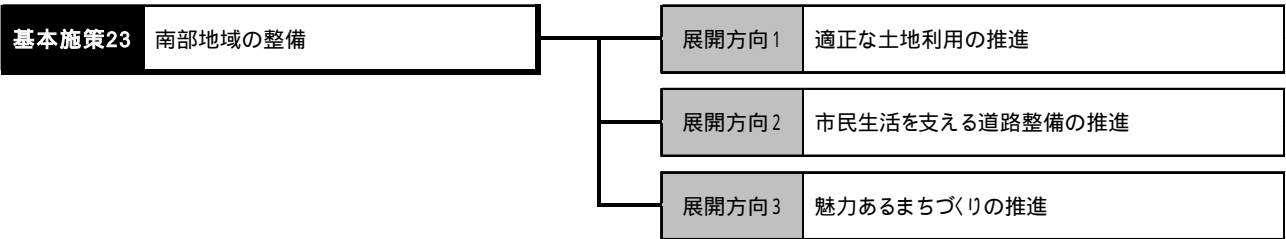
国立市南部地域整備基本計画では、南部地域の将来像に「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を掲げ、その実現に向け「総合的な土地利用の誘導」、「都市基盤の整備」、「良好な住環境の整備」を主な施策の柱として設定し、南部地域の特徴である昔ながらの田園風景を構成する湧水、水路や崖線の樹林等の自然環境に配慮しながら、それぞれのテーマに沿ったまちづくりを進めることとしており、同計画に沿って整備を推進しています。

平成 30(2018)年度には、JR 南武線矢川駅～立川駅付近連続立体交差事業の新規着工準備採択を受け、東京都を中心に事業化に向けた調査・検討が進められています。国立市においても、平成 30 年 6 月に改訂された都市計画マスタープランで「JR 南武線と道路との立体交差化等による踏切の解消と、南部地域と北部地域をつなぐ道路の整備が必要」とされており、少子高齢社会における安全で快適な歩行空間を確保するために、JR 南武線連続立体交差事業にあわせた事業を推進することとしています。

国立市南部地域整備基本計画は、その後の状況変化を考慮し、各事業の進捗等の調査、庁内連絡会における検討、市民意見の募集、市民意見交換会などを実施し、令和元(2019)年度に計画の中間見直しを行っています。

< 施策の目的及び体系 >

恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、快適でゆとりのある住環境の形成と、生活の利便性向上に配慮したまちづくりを進めます。



< 展開方向1：適正な土地利用の推進 >

【目的】

市街地整備の検討が必要な地区に関しては、事業化に向けて調査・検討を行うとともに、土地区画整理事業により整備された準工業地域等については、都市計画決定された地区のルール等を順守した企業誘致を進め、計画的な面的整備によりまちの発展を図ります。

【手段】

市街地を整備するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を推進するとともに、市の財政負担や関係市民の経済的負担を考慮して、整備手法の見直しや地区計画等の制度を活用したまちづくりも検討します。

踏切渋滞や踏切事故、鉄道による地域の分断などを解消し、人にやさしいまちづくりを実現するため、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して、JR南武線連続立体交差事業による鉄道と道路との立体交差化を促進します。

平成26(2014)年4月に改正した「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、分かりにくい町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

地域経済の活性化と住民の雇用機会を拡大するため、奨励制度や市の立地特性などを周知しながら、企業誘致を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：市民生活を支える道路整備の推進>

【目的】

歩行者・自転車の通行上の危険性、市全体の公共交通政策からみた重要性、防災機能等を総合的に勘案し、地域の環境や景観に配慮しながら、計画的・継続的に道路整備を進めます。

【手段】

「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき対象路線の拡幅整備を進めるとともに、地権者からの用地寄付等にかかる諸費用に対して市が支援することにより、南部地域における計画幅員4m以上道路の整備を計画的に推進します。

JR南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：魅力あるまちづくりの推進>

【目的】

関係部署と連携して、重要な地域資源である農業・農地機能の適切な維持・保全及び緑、水資源の有効利用を促進し、南部地域の特徴である歴史・文化・自然環境を保全することで、魅力あるまちづくりを推進します。

【手段】

南部地域を形成する大きな要素である歴史・文化環境、農地等の自然環境の保全に配慮した南部地域のまちづくりを計画的に推進していきます。

他の機関との連携・協力の下、市内農業者の経営力の強化に向けた取組を支援するとともに、現在残されている樹林地や水辺などの自然環境を保全し、農地を公有地化するなど、谷保の原風景を次世代に継承していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

全国的に少子高齢化、人口減少が進展し、さらに災害対策、環境対策、財政不足等の要因により、コンパクトシティの考え方によるまちづくりが進められるようになってきました。また、地方分権が進み、自治体が主体となってまちづくりを進められるようになってきた結果、地域特性に応じてまちづくりも行われるようになってきています。

都では、平成 29 (2017) 年に「都市のグランドデザイン」を公表し、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿として「活力とゆとりのある高度成熟都市」を掲げ、その実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を明らかにしました。都内の区市町村は、今後この方針を踏まえたまちづくりを進めていく必要があります。

国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる2つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。

このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、富士見通り、旭通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。また、大正 15(1926)年に竣工した「旧国立駅舎」は、解体前は原宿駅舎に次いで現存する2番目に古い木造駅舎であり、国立市の景観における象徴の一つでした。

また、国立市では、かつて平成の初め頃(1990年代前半)に大学通りに計画された高層マンションの建設をきっかけとして、全国でも早くから都市景観の形成に注力してきました。平成 8(1996)年 11月には、都市景観形成の目標と方針を定め、これを実現するための方策を明らかにした「国立市都市景観形成基本計画」を策定しています。

平成 10(1998)年 4月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区¹」に指定しています。

このように、国立市は地域ごとに歴史や発展の経緯が異なり、それぞれ個性的なまちなみを形成しています。地域ごとの課題も異なるため、地域特性に応じたまちなみの誘導が必要となっています。富士見台地域は、公共施設を中心に大規模な施設の老朽化が目立ってきたことから、今後の在り方を検討する必要がありますが、再生にあたっては地域への影響の大きさを踏まえ模範となることが求められます。また、南部地域では、生産緑地地区の減少やミニ開発の増加により、緑の減少や景観を損なう状況となっていることから、開発の際には敷地内の緑化や周囲との調和を促す必要があります。

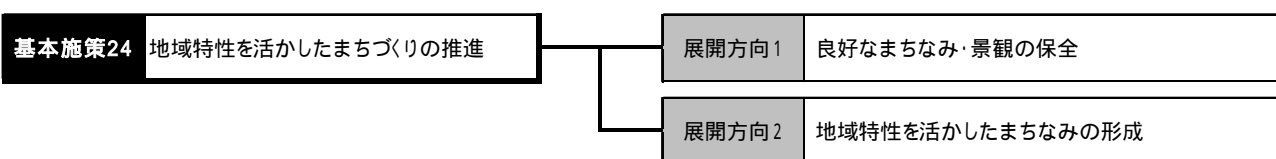
平成 28 (2016) 年には、まちづくり条例が施行され、市民が主体となったまちづくりとして地

¹ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第 26 条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第 15 条に基づき、市への届出が必要となっている。

区まちづくり計画の策定が可能となるとともに、一定規模以上の開発案件は条例手続きを通して事業者と市が協議できるようになりました。また、策定から 20 年以上が経過した「国立市都市景観形成基本計画」は令和 2（2020）年 3 月に改訂しました。今後は、この計画に基づき重点地区の指定についても推進を図る必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



< 展開方向 1：良好なまちなみ・景観の保全 >

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。

国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。

今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求めるとともに、景観形成の考え方を具体的に示すため、ガイドラインの策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R9 年
調整中					

<展開方向2：地域特性を活かしたまちなみの形成>

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。

各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。

景観上重要な建築物等については、その維持・保全及び継承を行うために、重要景観資源の指定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<現状と課題>

我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば(昭和30年頃)から1970年代初頭(昭和47年頃)の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。

国立市の公共下水道は、昭和45(1970)年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前(昭和36年～昭和44年)に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約219kmになります。標準的な耐用年数は50年とされており、すでに耐用年数を超えている管きょが出てきています。

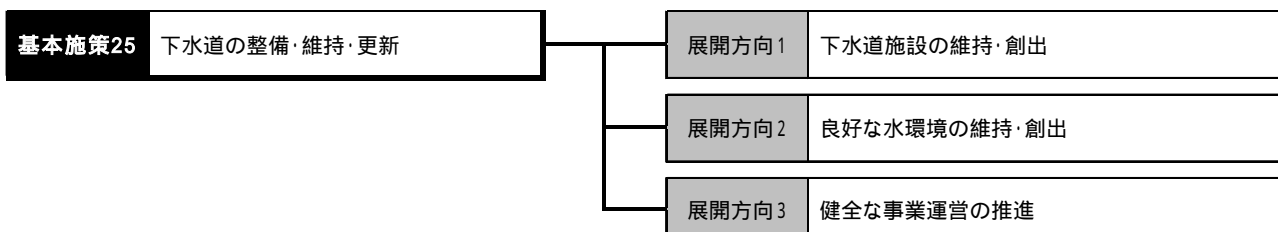
こうした状況を受け、平成29(2017)年に「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、管きょの整備時期の古いものから順次、管きょ内調査を実施し、更新・改築等に着手しています。今後も計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。

下水道法が平成27(2015)年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。

地方公共団体の財政状況が厳しさを増している中、下水道事業からの基準外繰入等により地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっています。このことにより、下水道事業の経営の健全性や計画性・透明性を図るため、平成27(2015)年1月に総務省から公営企業会計の適用の推進が要請されました。これに基づき、令和2(2020)年4月に公営企業会計を適用するため、移行事業を進めています。

< 施策の目的及び体系 >

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



< 展開方向1：下水道施設の維持・創出 >

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や、施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

市内の避難所からの排水を受ける重要路線となっている管きよの地震対策を推進します。

下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。

下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント基本計画により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進します。

ミニ開発が進行(スプロール化)している南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

¹ 国立市の公共下水道は、汚水及び雨水を同一の管きよで排除する合流式と汚水と雨水を別々の管きよで排除する分流式で整備されている。この分流式で整備されている区域を分流区域という。

<展開方向2：良好な水環境の維持・創出>

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。

雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。

循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：健全な事業運営の推進>

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営を推進するため、地方公営企業法の適用を図ります。

持続的な下水道事業を実施していくため、下水道使用料の徴収率向上を図るとともに歳出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

² Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、河川の水質汚濁の程度を示す代表的な指標である。この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示す。下水道法施行令第6条第2項では「放流水に含まれるBOD値/放流水の総量」を処理区単位で40mg/以下にするよう定められている。

<現状と課題>

現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。

国連サミットで採択されたSGDs(持続可能な開発目標)は、その17の国際目標のうち、「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」などの目標において、そのターゲットにイノベーションの促進、中小零細企業の設立や成長の奨励などが掲げられています。これらの目標を達成するための取り組みを推進することにより、中小企業や地域の活性化に資する可能性があります。

平成28(2016)年6月1日現在、国立市の小売業1事業所当たりの年間商品販売額は1億7,026万円、売場面積は115㎡であり、それぞれ多摩地域26市の中では小さい方から年間商品販売額は5番目、売場面積は3番目と経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。

令和7(2025)年には、6割以上の経営者が70歳を超えるにもかかわらず、多くの中小企業では後継者が不在の状況で、廃業が相次ぐ恐れがあるとの指摘がされています。今後も事業承継に関する相談のニーズが続くものと考えられます。

国立市では、平成20(2008)年11月に「企業誘致促進条例」を制定するとともに、企業立地の促進及び土地建物の有効活用の支援を行うことを目的に、「企業立地あっせん事業」に取り組んでいますが、平成31(2019)年4月1日までに誘致した事業所は11事業所で、目標値(14事業所)には届いていない状況にあります。

今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店・商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成や様々な地域資源の魅力を高めていく必要があります。

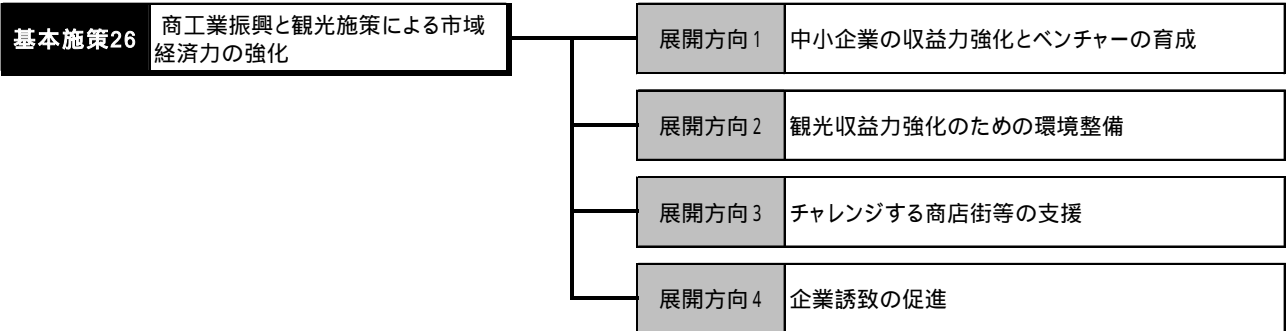
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、外国人観光客の増加が予想されます。平成29(2017)年度には、東京都市長会の附属機関として多摩地域市町村観光地域づくり課長会が発足し、地域の観光マネジメントを行うDMOの検討を進めています。

国立市では、国立市観光まちづくり協会と連携して、シティプロモーションサイトを運営するとともに、フィルムコミッション事業を展開しています。その結果、市内におけるロケ件数が増加し、国立市をメインロケ地とする映画が撮影されるなど、ロケ地としての認知が進んでいます。また、令和2(2020)年度にはオープン予定の旧国立駅舎には、観光の拠点機能を有する「まちの案内所」が設置されることとなります。

今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができるにぎわいあるまちを目指していく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

人口が減少し経済が縮小する環境において、観光手法を駆使して市外からもより多くの消費を引き込むとともに、個々の商工業者・創業者が活気をもってチャレンジできる環境を創出し、市域経済力を活性化し、訪れ・住み・働く場として選ばれるまちを目指します。



< 展開方向1：中小企業の収益力強化とベンチャーの育成 >

【目的】

新たな分野でのビジネスチャレンジを創出し、まちに活力を与えるため、市内での起業・創業を促進するとともに、地域経済を支えている中小企業の収益力を強化し、経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

市内での新たな起業・創業を支援します。

中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度¹の利用促進などに取り組んでいきます。

中小企業で働く従業員の確保・定着に結びつくよう、勤労市民共済会²の活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

¹ 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及びNPO法人に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

² 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生の向上・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

<展開方向2：観光収益力強化のための環境整備>

【目的】

多様な主体との連携・協力の下、様々な地域資源を活用してまちのブランド力を高めるとともに、観光資源を効果的に発信し、にぎわいを創出します。

【手段】

市民まつり、さくらフェスティバル、朝顔市、LINK くにたち、くにたちアートビエンナーレなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。

国立市の魅力を市内外に伝えるため、観光情報やイベント情報等の発信やフィルムコミッションを通じたシティプロモーションを積極的に進めます。

「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、にぎわいを創出するため、国立市観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。

再築される旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：チャレンジする商店街等の支援>

【目的】

地域のやる気と創意工夫の下、既存商店街の集客力を向上させるとともに、商店街の枠を超えた店舗による連携によりさらなる賑わいを創出し、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。

商店会との連携の下、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組みづくりを進めます。

事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向4：企業誘致の促進>

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域³への移転を促進するための支援に取り組みます。

文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

³ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。

基本施策 27 農業振興と農地保全の推進

【施策統括課：都市農業振興担当 主な関係課：都市計画課】

<現状と課題>

日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況にあります。

平成 27(2015)年に都市農業振興基本法が成立し、平成 28(2016)年 5 月には都市農業振興基本計画が国において策定され、宅地化すべきものとされていた市街化区域内農地が、あるべきものと明記されるなど、制度上の大きな転換を迎えました。

これらの動きを受け、平成 29(2017)年 4 月に生産緑地法の改正案などを含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の緩和や特定生産緑地制度が創設されました。平成 30(2018)年には都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能となり、農地を保全する制度が整いました。

国立市では、平成 30(2018)年 4 月に生産緑地指定の下限面積の条例を制定し、300 m²まで引き下げることが可能となりました。

「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2(1990)年の 102ha から平成 27(2015)年の 38ha、農家数が平成 2(1990)年の 210 戸から平成 27(2015)年の 109 戸へと大きく減少しているとともに、平成 22(2010)年では農業従事者の 8 割が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。

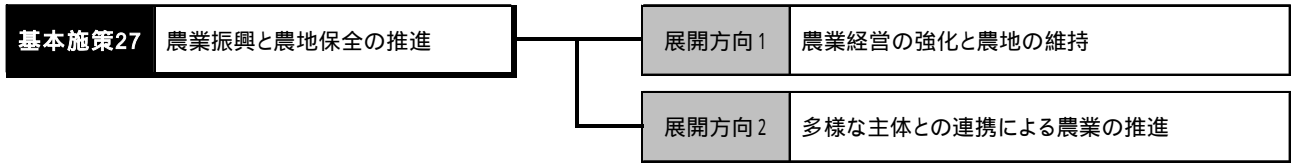
市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。

農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力の下、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。

毎年生産緑地の追加指定を行っているものの、生産緑地の面積は減少傾向にあります。また、新法指定の生産緑地地区のほとんどは指定から 30 年を経過する時期が迫ってきており、農地を減らさないよう特定生産緑地の指定に向けて周知に努める必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



< 展開方向1：農業経営の強化と農地の維持 >

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を増加させるとともに、経営体の収入増を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。

市内農業者の販路を拡大させるため、地産地消の対策と機会の創出を推進します。

農地の保全及び有効利用を促進するため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の移行を進めます。

くにたち独自の景観的魅力である谷保の原風景を保全していくため、各種の農地保全に関わる制度を周知してその活用を推進するとともに、谷保の原風景保全基金を活用して保全します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

² 自らの農業経営の改善を図り、効率的で安定的な農業経営を目的とした農業経営改善計画を作成し、その計画が市の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。認定を受けると金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

<展開方向2：多様な主体との連携による農業の推進>

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地産地消を促進するなど、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

農業・農地を有する環境の意義を市民に広めるため、農業体験及び農業の情報発信の拠点として整備した「城山さとのいえ」を中心に、農業のPRと市民と農業者を繋ぐ事業を推進します。くにたち野菜を引き続きPRするとともに、くにたち野菜の販路拡大のため、飲食店との連携等新たな施策を展開します。

都市農地が有する環境保全機能や景観形成機能について市民に理解を広め、災害時の一時避難や農作物の調達をすることを目的とした防災協力農地を拡大していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

【政策9】自治体経営

基本施策 28 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：総務課・情報管理課・法務担当・職員課・市民課】

<現状と課題>

近年、国立市の人口は平成 31（2019）年 4 月 1 日現在で 75,984 人となり、微増傾向が続いています。平成 30 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によると、令和 12（2030）年までは微増傾向が続き、その後、人口減少の局面を迎えることとなります。人口構成としては、高齢人口が大幅に増加し、年少人口及び生産年齢人口は減少を続けます。

今後、高齢化に伴い、医療・介護等の社会保障費がさらに増加するとともに、生産年齢人口の減少に伴い、税収の減が見込まれることが大いに懸念されます。

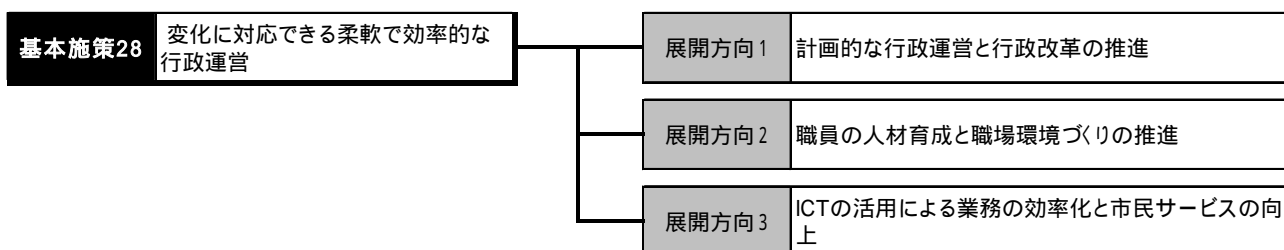
このような厳しい将来予測の中で、今後も引き続き、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げるためには、今後 10 年～20 年先をも見据えながら、選択と集中の下、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、行政運営に尽力する必要があります。

- また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化・高度化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。
- 具体的には、常に職員一人ひとりの能力向上を図りながら、単純な業務を減らし、ヒトが対応しなげない業務に人員を振り向けていかなければなりません。人口減少の流れを受け、全国的には自治体においても AI や RPA の実証実験が活発に行われています。新たな技術や民間事業者の活用等により適切な人員配置を行うとともに、改訂を予定している「国立市人材育成基本方針」に基づく人材育成や令和 2（2020）年度より導入される会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要となっています。
- こうした状況のなか、財源及び人的資源を確保するための具体的な計画として、第 5 期基本構想第 2 次基本計画と同じ令和 2（2020）年度から令和 9（2027）年度を計画期間とする「（仮称）国立市行財政健全化プラン」の策定に取り組んでいます。
- 平成 27（2015）年 9 月に持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標が定められました。17 の目標には「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野が数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営が SDGs の目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。
- 平成 28（2016）年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍とワークライフバランス推進のための働き方改革が求められています。これに関連し、国立市においても、女性管理職比率の向上、職員の年次有給休暇日数の向上、男性の育児休業取得率の向上、職場における代替人員の確保、職場環境の整備などが課題となっています。
- 国立市では、ICT を利用したサービスが充実していると思う市民の割合（「思う」及び「わりと思う」の合計）は、第 11 回市民意識調査（平成 31 年 2 月）が 17.8%であり、第 10 回市民意識調査（平成 30 年 1 月）の 11.9%と比べると 5.9%増加しています。しかしながら、割合は

未だ低水準であり、市民サービスに直結するような ICT の活用が十分でないといえられます。ICT を活用したサービスに対する市民ニーズは、ICT の進展に伴い、高まっていくことが見込まれます。

< 施策の目的及び体系 >

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



< 展開方向1：計画的な行政運営と行政改革の推進 >

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。

【手段】

様々な地域課題を迅速に解決できるよう、庁内関係部署間の連携強化を図ります。
 業務プロセスごとに適切な担い手を検討するとともに、民間活力の導入や RPA 等を含めたさらなる ICT の活用などにより、市民サービスの向上及び事務量の削減を目指します。
 将来的な事務量を的確に見極めながら、適正な定員管理を推進します。
 今後も引き続き、法律や条例等を遵守し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。
 選択と集中の下、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan(計画) Do(実施) Check(点検・評価) Act(改善改革)」からなる PDCA サイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：職員の人材育成と職場環境づくりの推進>

【目的】

良質な市民サービスを提供し続けるため、市政の担い手としての職員のモチベーションや能力・資質を向上させるとともに、能力を発揮しやすい職場環境整備を進めることで職員の生産性を高めます。

【手段】

人材育成基本方針に沿って任用方法及び研修体系を見直すとともに、自学を支援する仕組みや環境を整え、職員の能力向上と組織の活性化を推進します。

人事評価制度を活用し、組織目標達成に向けた職員のモチベーションの向上と人材育成を図るとともに、より幅広い見識や知識を身につけることができるよう、東京都や他の自治体、民間企業等への職員の派遣・視察を推進します。

育児休業に対する代替人員の確保やワークライフバランスの向上等により働きやすい職場環境の整備を進め、職員の健康・意欲の維持向上を図るとともに、生産性の低下を防ぎます。

適材適所による人事配置を基本としつつ、職場における意思決定の多様性を確保するため、管理職における女性の比率向上を図ります。

多様性を尊重できる職場づくりを進めるため、職場におけるコミュニケーションを促進するとともに、職場におけるハラスメント防止対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向3：ICTの活用による業務の効率化と市民サービスの向上>

【目的】

ICT⁴を活用し、質の高い市民サービスのより効果的・効率的な提供を推進します。

【手段】

費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続のオンライン化や証明書等のコンビニ交付の推進、情報通信基盤の整備充実を図ります。

マイナンバー制度の運用により、各種行政手続の簡素化を推進します。

外部のデータセンターを活用した複数の自治体による情報システムの集約と共同運用を推進することにより、システムの運用経費の削減や業務の継続性の確保を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

⁴情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。一般的なIT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

<現状と課題>

国立市では、市報「くにたち」を月2回発行しており、全戸に配布するほか、ホームページへの掲載、市内の鉄道2駅(谷保駅、矢川駅)に設置してある配布用ラックによる配布等、行政情報や地域の情報を市民へ広く発信しています。情報発信にあたっては単に情報を発信するのではなく、より見やすく分かりやすい形で発信する工夫を行っています。

近年、飛躍的に普及拡大しているインターネットや情報通信ネットワーク化の進展により、個人における情報入手や発信する自由度は高まってきています。一般的な情報発信の方法として、スマートフォンやタブレット等の普及により、Twitter や LINE、Facebook や Instagram といった SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) が注目を集めています。国立市でも、情報発信手段として、市報のほかに、ホームページ、メール配信、Twitter、LINE 等を活用し、市政に関する情報や市の魅力を市内外に向けて積極的に発信しています。

今後、市報等の紙媒体をさらに工夫し、市民の生活の充実、利便性の向上となるような情報発信を行うとともに、ホームページについても、主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実を図りつつ、高齢者やしょうがい者などだれもが利用できるものにするため、ホームページのアクセシビリティの向上を図る必要があります。また、社会における情報通信手段の発展に伴い、Twitter、LINE 等のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する必要があります。

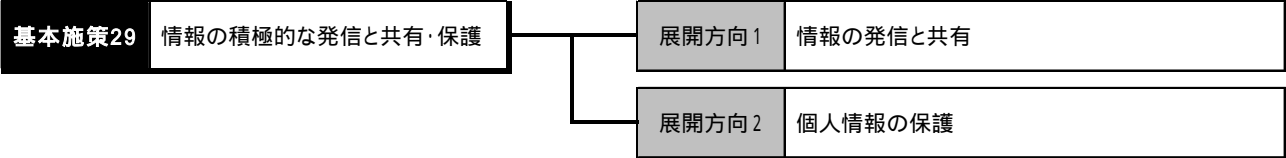
マイナンバー(社会保障・税番号)制度により、平成 28(2016)年 1 月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用を開始しています。また、情報提供等記録用開示システム(マイナポータル)では、サービスを受けることができるワンストップサービスの利用範囲が拡大しています。

平成 28(2016)年 12 月に官民データ活用推進基本法」が制定され、同法において基本施策の一事項として、「国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等」(オープンデータの推進)が定められました。オープンデータは、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット等を通じて公開することにより、自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、共に解決していくことや、企業等が効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうとするものです。東京都では、オープンデータの標準フォーマットを定義し、都内の市区町村で共通したオープンデータを公開する環境を整備しています。国立市においても、オープンデータの公開・拡充への取組を推進し、有益な市民サービスや地域課題の解決につなげていく必要があります。

このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担の下、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

< 施策の目的及び体系 >

個人情報適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



< 展開方向1：情報の発信と共有 >

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。

【手段】

社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実とともに、ホームページやTwitter、LINE等のSNSの活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし、利用することができる環境を整備します。

国立市をより多くの方に知ってもらうため、市内だけでなく、市外へ向けて積極的に市の政策・まちの魅力・国立ブランド等を発信していきます。

市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。

行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：個人情報の保護>

【目的】

市民の個人情報を適切に保護します。

【手段】

先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。

職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。

社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 30 市民連携・市民協働・市民参画の推進

【施策統括課：まちの振興課 主な関係課：市長室、政策経営課】

<現状と課題>

近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。

このような状況下、行政だけでは解決できない課題等に対して、市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。

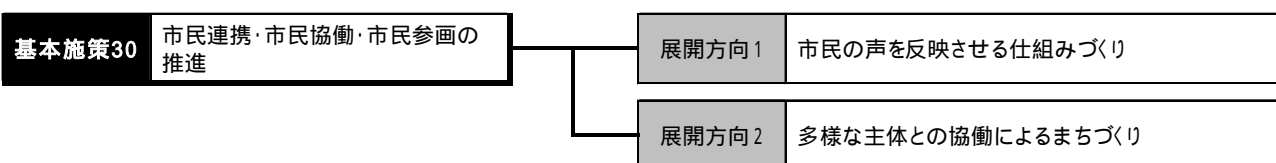
市・団体・市民の横の連携を生み出すために、広く市民・団体が利用できる情報発信サービスを構築し、ソーシャルメディアを利用した新たな市・団体・市民の交流機会の提供とCSWやボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。

地域課題解決の主体として、NPOに加え、利潤ではなく社会的利益を追求する会社組織ソーシャルビジネスが注目されています。ソーシャルビジネスにおいては、商工業者向けの支援策がそのまま活用でき、地域の課題解決の新たな担い手として支援する必要があります。

今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・NPO・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進していくための仕組みを強化することが必要です。

<施策の目的及び体系>

行政と市民が相互の信頼と対等な関係性の下、協働のまちづくりに積極的に参画する、より多様で豊かなまち(行政運営)を目指します



<展開方向1：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

行政に対する住民の意見・要望を収集し、住民の声を政策に反映することで、相互理解を深め市民の市政への主体的な参画を促します。

【手段】

ハード・ソフトの両面から、より多くの主体が市政やまちづくりに参画できる仕組みづくりを推進します。

まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機

能の充実に取り組みます。

タウンミーティングの開催やパブリックコメントの適切な実施等により、住民の多様な意見を市政に反映させます。また、次世代を担う若い世代の市政参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：多様な主体との協働によるまちづくり>

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

より広範な分野において、市民・地域・NPO・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。

ソーシャルメディアを活用した新たな市・団体・市民の交流機会を提供します。

地域課題解決の主体としてソーシャルビジネスを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
調整中					

基本施策 31 将来にわたって持続可能な財政運営

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：課税課、収納課、健康増進課、会計課】

<現状と課題>

人口減少社会における東京一極集中を是正することの一環として、税制面においても、清算基準の見直しに伴い地方消費税交付金が減少するなどしたほか、ふるさと納税制度により、都市部の税収が地方へと流出し続けています。今後も、都市部や地方公共団体に不利となる税制改正が行われた場合には、さらなる財源の流出が懸念されます。

国立市の歳入のうち、自主財源の約 9 割、歳入全体の約 6 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、税制改正の影響を受けつつも、平成 26 (2014) 年度以降微増傾向となっています。特に市税全体の約 5 割を占めている個人市民税は、ここ数年、景気回復による給与所得の伸び等により増加傾向がみられます。しかし、今後の景気動向によっては税収に大きな影響を与えることも想定されます。

また、国立市は平成 30 (2018) 年度に平成 27 (2015) 年度以来の地方交付税の交付団体となりました。以前より交付団体と不交付団体との境界線上に位置していることから、地方交付税は歳入面において不安定な要素となっています。

一方、歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費が平成 12 (2000) 年度から連続して対前年度比プラスで推移しており、平成 26 (2014) 年度以降も子育て・障害・生活保護分野を中心に毎年度 2~4 億円ずつ増加するなど大きな伸びを示しています。近年では、各分野の対象者数が増加していることに加え、待機児童対策のための保育定員増加によるものがその要因と考えられます。

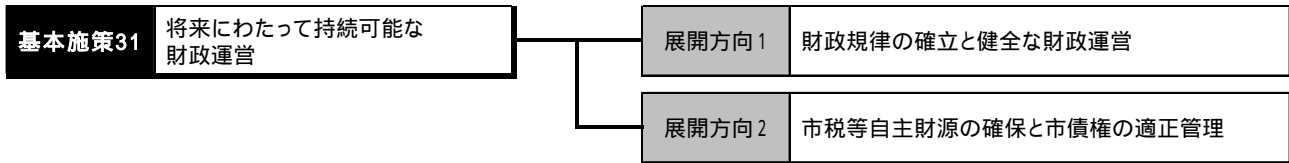
平成 26 (2014) 年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、職員人件費の見直し、国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮、家庭ごみ有料化の実施、事務事業の見直しなど不断の財政改革に取り組んだ結果、平成 25 (2013) 年度以降、臨時財政対策債¹の借入りに頼らずに自律性の高い財政運営が可能な状況にあります。また、平成 28 (2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、健全で規律のある財政運営に取り組んできました。

しかしながら、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、さらに財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営の確保に向け、市税や使用料・手数料等の自主財源の安定的な確保や市債権(市税等以外の市の債権)の収納率の向上等に向けた取組を強化することが極めて重要となっています。

¹ 地方交付税の代替として(地方交付税の原資である国税が不足しているため)、各自治体において発行する特例的な地方債のこと。

< 施策の目的及び体系 >

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



< 展開方向1：財政規律の確立と健全な財政運営 >

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

高い実効力を伴った財政規律(予算編成方針、予算執行方針等)の下で、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。

適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。

市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。

新たな地方公会計制度²を活用し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。

²行政の会計制度である官庁会計は、国、地方ともに明治時代以降、1世紀にわたり単式簿記・現金主義会計による処理が行われてきた。新たな地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

<展開方向2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理>

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力の下、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及びPRを推進します。

納税義務者及び課税客体(土地・家屋・償却資産(事業用資産))の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。

納付機会の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。

各所管課との連携の下、市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5年	R9年
調整中					

基本施策 32 公共施設マネジメントの推進

【施策統括課：資産活用担当

主な関係課：政策経営課、建築営繕課、環境政策課、工事担当、下水道課、教育総務課】

<現状と課題>

現在、全国的に高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模で維持・更新することは極めて困難と考えられています。

このような状況下、国では、速やかに公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、平成 26(2014)年 4 月、全国の自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

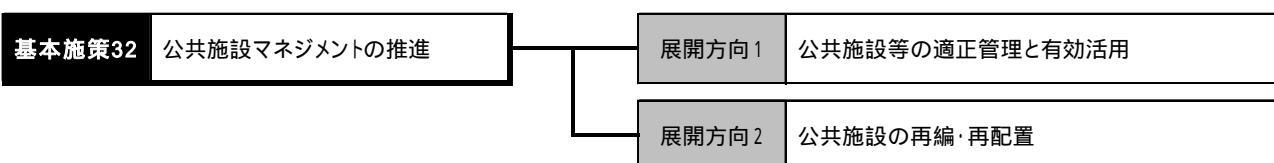
全国的な傾向と同様に、国立市においても既存の公共施設の全てを現状と同一の規模で維持・更新していくのは難しいと見込まれます。国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図ることで、最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤に基づくまちづくりが推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」に取り組む必要があります。

こうした状況を受け、国立市では、平成 29(2017)年 3 月に「国立市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、個別施設計画である「道路等長期修繕計画」及び「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを行っています。また、公共建築物の最適な配置を行うための「(仮称)公共施設再編計画」及び公園施設の適切な整備、保全のための「(仮称)公園施設長寿命化計画」の 2 つの個別計画についても、令和 2(2020)年度の策定に向けて取り組みを進めています。

今後、それぞれの個別施設計画が実効性を伴って展開されるよう事業を進めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

公平かつ効果的・効率的な施設配置を達成し、必要な行政サービスの継続的かつ安定的な提供を推進します。



<展開方向1：公共施設等の適正管理と有効活用>

【目的】

人々の暮らしや市内の経済活動を支える重要な都市基盤として、既存の公共施設等の機能を適切に保つとともに、経営資源と捉え最大限の効果が発揮できるよう有効活用していきます。

【手段】

「国立市公共施設保全計画(平成 27(2015)年 5 月策定)」に基づき、既存施設の計画的な保全を推進します。

道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。

市が保有する財産のうち、利用計画が定まっていないものについて、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。

土地や建物といった市有財産を経営資源として捉え、有効活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R7 年
調整中					

<展開方向2：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります。

【手段】

「国立市公共施設等総合管理計画(平成 29(2017)年 3 月策定)」に基づき、「(仮)公共施設再編計画」を策定し、公共施設の再編・再配置を推進します。

学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建て替えの機会を捉えた周辺の既存施設との複合化や多機能化を推進します。

再編・再配置後においても、行政サービスの質の維持・向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				R5 年	R9 年
調整中					